

ISSN 0910-7282

大阪府立図書館紀要

第46号

2018年3月

Bulletin of Osaka Prefectural Library No.46

大阪府立中之島図書館

大阪府立中央図書館

目 次

長田富作の日本図書館協会理事辞任をめぐる動きについて P 1
門上 光夫

翻刻『大坂御城代勤行』（二） P 13
佐藤 敏江
山田 瑞穂
北川 敬子
上村 厚貴
小笠原弘之
苗村 昌世
日置 将之
八木 美恵

翻刻『大坂城代勤方條々記』（二） 九 頁
佐藤 敏江
八木 美恵

織田作之助関係書簡を読む（一） 一 頁
灘井 雅人
小笠原弘之
苗村 昌世
三島 美幸
八木 美恵

編集後記

はじめに

本稿では、一九四〇（昭和一五）年六月、大阪府立図書館長の長田富作が日本図書館協会の理事を辞任した過程を^①、大阪府立中之島図書館が所蔵する長田富作資料（以降、「長田資料」と記す）に残された書簡等で跡付けていく。これらの資料から、日本図書館協会の理事長の交代が長田の理事辞任に影響を与えたことや協会内部の対立を伺うことができる。

当該期の日本図書館協会については『近代日本図書館の歩み：日本図書館協会創立百年記念』本編（以降、『歩み』と記す）が最も詳細であろう。『歩み』では、この時期を「役人化した教員や地方官僚」によって「（日本図書館協会が、引用者）半官半民的な教化団体へと変質していった時期にあたる」と記述している^②。

この路線で協会を率いたのが、一九二〇年代末から三〇年代のほぼ全期間に理事長だった、帝国図書館長の松本喜一^③であった。松本は文部省との関係強化、良書普及、中央図書館制度による上意下達の徹底化を推し進めた。また「彼の親衛隊と悪口された」中央図書館長協会を通じ「図書館界を全面的に戦時協力体制にむかわせていった」とあって^④、『歩み』は徹底的な松本批判で貫かれている。

一方、長田の理事辞任の前年にあたる一九三九（昭和一四）年八月二四日に、帝国図書館において理事長選挙が理事の互選により実施され、五票を獲得した東京帝国大学図書館長の高柳賢三^⑤が、一票だった松本喜一を破って新しい理事長に就くこととなった^⑥。高柳は「松本体制の反省に立つて、全国的に組織を改め活動を開始」したという^⑦。高柳理事長の下で、反松本でソツポを向いていた芸艸会^⑧などが体制をバックアップしていった、と『歩み』は言う^⑨。

また、鈴木宏宗は「帝国図書館長松本喜一について」で、松本と芸艸会との間に対立があったことや「松本帝国図書館長及びそれにくみする県立図書館長と日比谷図書館を中心とする市立図書館人との対立」があったという岡田温と叶沢清介の回想を紹介している^⑩。

満州事変（一九三二年）、日中戦争（一九三七年）から、太平洋戦争にかけての激動期の日本図書館協会の歩みは、戦争に組しようとする松本を中心とする県立図書館長と、それに反対する市立図書館人という二項対立で概ね説明されてきたが、本当であろうか。

そこで、長田資料の以下の八つの資料を紹介して、当該期の日本図書館協会の状況を今一度見直してみたい。

なお、本稿で紹介する資料と書簡に用いられた旧字体は新字体に改め、適宜句読点を施した。

長田富作の理事辞任をめぐる資料

【資料一】

間宮不二雄 発 書簡 一九四〇年六月七日

青年図書館員連盟本部用箋 15年6月7日

長田館長殿

拝復 初夏ノ候愈々御清祥ノ段奉賀候。ソノ後尚平常ニ復サズ文のミ御無沙汰致居リ恐縮ニ奉存候。横浜ノ御容子モ一度拝聴ニ出度ク存居リ候エ共、今日マダソノ時ヲ不得失礼仕リ居リ候。

六日附御懇書ノ趣キ拝読仕リ候。情勢モ変化致シ参リ、先生ノ御志望モ御尤ト存候間、御賛成申上度ク、御依頼ノ評議員名簿ヲ例ノ如クハツキリ致シタルモノ未発行ニ付キ、雑誌ソノ他ヨリ乱雑ニワ候エ共、写シ取タルモノ同封仕リ候間、御推読願上度ク住所ワ館宛ニ相成ラバヨロシカルベク又御判断ト存候。只不明瞭カト思ウモノノミ書キ入レ置キ候。

御案文モ拝見、至極結構ト存候。同封御返却可申上候。

追而小生拝趨仕ルベキ候処、本日ヨリ一寸旅行ニ参リ、十一日ニワ帰宅可仕ク候。帰宅後一度参上可仕候。

先ワ無用御返書マデ。勿々

間宮不二雄

〔G・三〇五〕

長田資料の中で、長田が理事を辞任することを記した最初の資料である。なお、その意向は後述するとおり【資料四】の中田邦造発の書簡から推察できるように、五月にはすでに示されているようである。

発信者は間宮不二雄^⑩で、書簡中の「六日附御懇書」「先生ノ御志望」「御案文」は現物がなく不詳であるが、評議員の名簿について触れていることや「横浜ノ御容子モ一度拝聴ニ出度ク存居リ候」が五月一四日から二三日まで中央図書館会議の出席と図書取り調べで横浜市、東京市に出張し^⑪、中田邦造と話し合った形跡のあることから（【資料四】）、理事長の交代という図書館界の情勢が変化した中で、長田の理事辞任という「御志望」に間宮も「御賛成」している、と読むことができる。

【資料二】

秋岡梧郎 発 書簡 一九四〇年六月一七日

大阪府立図書館長
長田富作様 侍史
親展急

封
東京市立
王子図書館長
秋岡 悟郎
六月十七日

前略

愈々御清適の段奉賀候。扱て今般協会理事御辞任の由。館界人なきの秋

賢台の如き硬骨有為の士を失ふことハ二千六百年を期して一大飛躍をなさんとする館界の為め遺憾ニ不堪候。尚其後任として小生を御推挙ニ相成候も、只地理的に有利なる以外到底御期待ニ副ふこと不可能と存じ、且又我々年来の主張も一段落つき帝国図書館長も理事長の地位をば得たる今日ニ於て小生の出るハ極めて無意味と存せられ候につき、折角の御好意なれ共暫く現役のまゝ新理事長の政策を静観の上むしろ之と協力して我々の政策を実施せしむることか必要でハないかと愚考仕候。その為めニハ小生ハ目下企画委員として計画ニ参画いたし居候間、別ニ理事ニ割り込む必要ハなき様存せられ候間、なるべくなら辞退いたし度折角の御好意ニ対し甚だ申訳無之候へ共、今一応御配慮下され度願上候。尚本日聞き及び候ところによれば高柳理事長ハ帝大図書館長を辞し、市河三喜氏かりの後任ニ決定せし由ニ候。後れ乍ら御返事迄。

不二

六月十七日 秋岡 悟郎

長田富作様

侍史

〔G・六〕

【資料三】

長田富作〔書簡下書き〕 秋岡 悟郎宛

尚々申渡候高柳氏帝大図書館長を退かれ候。立脚地を失はれたる上ハ何れ早晚理事長をも退かれるものと推せられ候(やつてやれぬことなけれど)。其の後の新理事長問題につきても亦至難の事なるべし此の際大兄の御奮起を切望々々

拜復益々御万福奉賀候。陳ハ御芳書恭く拝誦仕候。然る処先便申上候通り勝手がましき事ながら評議位各位には特程の四五人を除き他は悉く御推挙致し置き、既に矢ハ放たれたる次第何卒く御ゆるしを願ひ度候。仰せの如く高柳氏帝大図書館長を退かれたる事去る十六日の官報にも発表有之候。何等かの事情ありし事と推せられ候が、彼をおもひ此を案すると拙いよく大兄に御奮起を冀ふより他に方途無之と存候。其後小生手許に二三の御方より賛意を表し越され候向きも有之候。

来る廿日に理事会開催とか。続いて評議員会も可有之と推し上げ候。何分にもよろしく願上候。先ハ右御願迄。

〔C・五八〕

長田は理事を辞任するに際し、後任に東京市立王子図書館長の秋岡梧郎^⑧を推挙した。さらに、既に「特程の四五人」を除くすべての評議員に推薦したと言い、秋岡の理事就任を強く要請した。しかし、当初秋岡は東京から理事が出ることに以外に有利な点がないとして辞退している。「我々年来の主張も一段落つき」とは、一九三九（昭和一四）年八月に、日本図書館協会の理事長が松本喜一から高柳賢三に代わったことを指していると思われる。なお、本文中「帝国図書館長も理事長の地位をば得」とあるが新理事長の高柳賢三は東京帝国大学図書館長であったので、秋岡が「帝大図書館」と書くべきところ「帝国図書館」と書き間違えたのであろう。

この時、秋岡は日本図書館協会の臨時企画委員会の委員であり、企画委員として高柳をサポートする方が、理事として参画するよりも「我々年来の主張」の実現に優位と考えたのであろう。

ちなみに臨時企画委員会は、高柳が協会の発展方策を諮るために委嘱したもので、一九三九（昭和一四）年十二月二三日に委員会を開催している。この委員会で、総裁推戴を含む協会の機構改革、図書館映画の作製、図書館令の改正、図書館員養成機関の拡充などが提案された^⑨。

また、秋岡は、「高柳理事長ハ帝大図書館長を辞し」とあり、一九四〇年六月一四日に高柳が東京帝国大学図書館長を辞したと記載している。

【資料三】は、六月一七日付の秋岡からの書簡（【資料二】）を受けた長田の返事の下書きである。ここにも、「去る十六日の官報にも発表有之候」とあって、高柳の辞任について触れている。さらに「立脚地を失はれたる上ハ何れ早晚理事長をも退かれるものと推せられ候」と述べ、高柳の日本図書館協会の理事長辞任について懸念を表明し、秋岡の「御奮起を切望」した。なお、結局理事長の交代はなかった。

長田は渋る秋岡に再度後任理事としての就任を要請している。

一九三九（昭和一四）年に日本図書館協会の理事長が長田らの主張の通り松本から高柳に変わったことを受け、長田は理事を辞め、若い秋岡梧郎に（長田：一八八〇年生まれ、

秋岡：一八九五年生まれ）交代することで松本路線回帰に歯止めをかけようとした。これが長田の理事辞任の理由ではないだろうか。

以上のように秋岡との理事の後任をめぐる書簡のやり取りと並行して、長田は協力者を得ようと中田邦造^⑤、波多野賢一^⑥に秋岡支持を依頼している。

【資料四】

中田邦造 発 書簡 一九四〇年カ六月一八日

拝啓理事長宛貴翰廻付相受拝承仕候。先般金沢文庫にてその御意向は承りをり候ひしも、まことに残念に存じ候。何とかして慰留せねばならぬとの意見も有之候も、既に後任まで推薦せられたる以上恐らくは辞意撤回は不可能なるべく、それを察しつゝ形式的に慰留するが如きは決して貴意に副はざるべしと存じ、理事長とよくく相談の上御意志の通りその俣辞表を受領し、来る二十日の臨時理事会にて補選の問題を議することゝ相成候間、御含み下され度候。

尤も御書面にも現はれをり候通り、協会の現状刷新につきましては深き御関心を有せられ候事故、今後とも前理事者として、又評議員として大に御協力賜り度願上候。

特に小生雑誌編輯の立場において貴公に期待するところあり。先般金沢文庫における御発表は八月十五日号（図書館法規号として特輯）に頂戴いたしたく、御多用中恐縮乍ら七月中旬中に御回付の様願上候。右は特輯号の重要記事として予定いたし候事故、特に御高配煩はし度存じ候。殊に近き将来に改訂せらるべき法規への要求に属する部分は充分に綿密を期せられ度囑望いたしをり候。

今日までの理事者としての御尽力に対する敬意と感謝とを捧ぐると共に、今後とも御教示御協力への期待を申し述べ、御挨拶に代へ申候。 敬具

六月十八日 中田邦造

長田 富作 殿

〔G・二二七〕

【資料五】

波多野賢一 発 書簡 一九四〇年六月一八日

大阪市中之島公園 大阪府立図書館長 長田 富作 様 貴 酬
--

東京市立駿河台図書館長 波多野賢一

昭和十五年六月十八日 東京市神田区駿河台 電話神田(25)〇四一九

拝復

貴書拝受いたし候。理事御辞任の件、斯業の為め遺憾千万と存じ何とかして御留任のほど願はしく中田理事とも種々御相談致し候共、

最早万不得止との事の由。いづれ二十日の理事会にて正式に補欠問題等も議せられ候趣に伝承いたし候。

御推薦被下候秋岡君の事、小生としても適任と存じいよく補欠選挙決定いたし候はゞ推挙いたし度旨中田兄までは申伝へ置候。秋岡君にはまだ選挙確定不致につき内密に致し候。時局下図書館としても何等かの進展策を講ずる事吾々の責務と感じ居候。其意味にて新人の登出は必然かとも存せられ候。乍延引御返事のみ申し述べ候。 敬具

六月十八日

波多野賢一

長田大兄 侍史

〔G・二七〇〕

【資料六】

長田富作〔書簡下書き〕 波多野賢一宛

波多野殿へ 廿日スミ

拝復益々御万福奉賀候。陳ハ先般小生日本図書館協会理事辞退致し候に就いては、其の後任選挙の際には秋岡王子館長を推挙致度、突然ながら大兄にも御力添へを仰ぎたる次第一臂の御尽力に有之候。只今御芳書に接し、且中田君とも御協力被下候御趣、うれしく存候。然る処秋岡氏より只今御手紙参り其の任にあらず云々と申越に相成候得共、既に矢は放たれたる今日に候へば、此の際秋岡氏の御奮起を冀ふやう特に大兄の御高配を煩はし度千万願上候。先ハ御礼旁重ねて右御願申上候。 敬具

〔C・五七〕

【資料一】で触れた通り、六月七日の間宮からの書簡が長田の理事辞任に関する初出資料と思われるが、その意思は六月より以前に既に表明されていた。【資料四】の中田からの書簡に「先般金沢文庫にてその御意向は承りをり候ひしも」とある。大阪府立中之島図書館蔵の『図書館日誌』によれば、一九四〇(昭和一五)年五月一四日から二三日まで中央図書館会議出席と図書調べのために横浜市と東京市に出張とあり、「その御意向」はこの時に中田に伝えられていた。

また、同じ【資料四】で中田は長田に対して「御書面にも現はれをり候通り、協会の現状刷新」について「深き御関心を有せられ候」と述べているが、これは、次に紹介する【資料七】の「日本図書館協会ノ現状ハ大刷新ヲ要スル秋」に呼応している。【資料五】の波多野からの書簡では、協会の刷新が必要な今だからこそ若い秋岡の登板が必要と長田の態度に理解を示している。中田も秋岡の登場を支持していることは、【資料五】を受けた【資料六】の「只今御芳書に接し、且中田君とも御協力被下候御趣、うれしく／＼存候」という長田の文章からも推察できる。

なお、【資料六】の「秋岡氏より只今御手紙参り其の任にあらず云々と申越に相成候得共」は、【資料二】の書簡を指しているのであろう。

中田、波多野は、長田の理事辞任の留意を希望するも、長田の決意の堅いのを見て、後任に秋岡を推す長田を支持することとなる。長田は秋岡が後任辞退を受け、波多野にさらなる支援を呼び掛けている。

ここで【資料四】の中田の書簡に記されている「先般金沢文庫における御発表は八月十五日号（図書館法規号として特輯）に頂戴いたしたく」について少し述べておきたい。

長田がこの年の五月に横浜市と東京市に出張したのは前述した。その際長田は金沢文庫での文部省主催の中央図書館長講習協議会で図書館法規に関する講義を行った^⑧。中田はその際の講義原稿を『図書館雑誌』の八月号に掲載したいと申し出たのが、この文章である。

これに対して長田はこの発表は研究そのものが目的ではなく、少しでも実現すればと期待して言ったもので、雑誌に発表すれば却って実現が困難になると考え、中田の申し出を謝絶している^⑨。

結局、『図書館雑誌』の八月号は「図書館法規号」とはならず、中田の「図書館法規改正の枢要点」という論文が掲載されることになった。しかし、『図書館研究』七月号に、「编者独自ノ見解」により長田の研究発表の草案骨子が掲載された。

長田が現行の図書館令を批判し、各種別図書館令の制定や現行の中央図書館制度の廃止、「改正された」図書館令に道府県市町村に図書館を必ず設置することを規定するよう求めたのに対し^⑩、中田は各館が孤立せず相互に提携し、図書館網を生成するために指導者としての中央図書館の強化を主張している^⑪。

【資料七】

日本図書館協会理事辞退

拝啓益々御清栄奉賀候。陳者日本図書館協会ノ現状ハ大刷新ヲ要スル秋ト存セラレ、其ニ就キテハ理事ハ日夕談笑ノ間ニ事ヲ議シ得ルヤウ近地域内ニ在住スルヲ第一急務ト痛感致シ居候処、今回月例理事会開催ノ運ニ相成候ヲ以テ此ノ機ニ於テ小生理理事ヲ辞退致シ其ノ補欠選挙ニ際シテハ東京在住王子図書館長秋岡梧郎氏ヲ推挙致度候条何卒右御賢

察ノ上同氏御選挙方御高配被成下度此段得貴意候。

敬具

於大阪府立図書館

評議員

長田富作

殿

〔C・五三〕

長田は六月に理事を辞任した。この資料は、【資料四】で「理事長宛貴翰廻付相受拝承仕候」と記された評議員宛の長田の「辞表」である。

六月二〇日の理事会で後任の理事補選について協議された。出席者は松本喜一、小田成就、河合博、中田邦造であった（『図書館雑誌』同年七月号）。

【資料八】

秋岡梧郎 書簡 一九四〇年一〇月二六日

大阪市北区中之島公園
大阪府立図書館長
長田富作様
侍史

東京市立王子
図書館
秋岡梧郎
十月二十六日

拝啓

其後ハ絶えて御無音ニ打ち過ぎ申訳無之候。扱て先般行はれたる理事補選の結果小生不図も当選（八票、次点廿日出六 波多野 四）。先日受諾書の送附を受け申候。これ偏へに貴下御推挽の結果にして小生自身の力ニ倚るものにあらず、又協会との関係も貴下御引退の当時とは事情を異にするもの有之候間、小生の出るは意味なきのみならず、却つて今後図書館界の発展に邪魔になる様被存候ニつき小生としてハ受諾を見合わせ度候。これにつき貴兄御洩し被下度願上候。目下帝国図書館側と帝大図書館側との対立擲察あるやニ見受けられ世を挙げて一億一心の新体制ニ入るべき秋、殊ニ協会としても多年の宿望たりし総裁の決定を見これを契機として我図書館界も何とかしやうといふ時

機ニ従来の行懸りに促はれた内部抗争に更ニ図書館を思ふ者の興みせざるところ小生
茲ニ鑑みるところあり。此際潔く理事の就任を捨て、マル裸になつて協会否我国図書館
界のために奮闘いたし度所存ニ候。而し又従来の事例ニ徴するニ松本氏の心事極めて女
性的御殿女中式のところあり。我々か考ふるか如く虚心坦懐ニなり得るや甚だ不安の点
もあり、旁リ次点者ハ松本系と称せらる廿日出君にして今回も多分に対立的意識を以つ
て選挙運動をなしたる跡あり。彼之考へ合せ一先づ理事ニ就任したる上前陳の考を開陳
して然る後理事を辞するとも遅くは無いと被存候。何れにしてもこれハ小生の一存に過
きず御推挽を忝ふしたる。

貴下を始め間宮竹林等の関西方面同志並ニ東京市在住の評議員諸君の意嚮も参酌して小
生の態度を決し度所存ニつき御多用中恐縮ながら他の諸兄ニも御謀りの上御意見御洩し
下され度待上候。これ等の点ニ関するお互の考ハ到底筆紙ニ尽し難く出来れば先般の臨
時総会の折でも御目にかかれたらと期待いたし居りしもその機を得ず尽さざること多々
なれども余ハ御賢察の上然るべく御返事願上候。尚本月号図書館研究紙上ニて図書館令
ニ対する御高見を拝見いたし大いに啓発さるところ有之。尚二三所見を異にするところ
も有之候も之等についてハ何又拝眉の節にゆつくり先づ右迄。 不二

十月二十六日 秋岡 悟郎

長田 富作様

侍史

〔G・七〕

長田の後任理事を決める補選は一九四〇（昭和一五）年一〇月二二日に実施された^④。そ
の結果を伝える秋岡からの書簡である。

秋岡は八票を得て当選した（次点 廿日出逸暁^⑤ 六票、波多野賢一 四票）^⑥。なお秋
岡は自身の理事就任が「今後図書館界の発展に邪魔になる」かもしれないと考え、受諾を
見合わせるべきか逡巡している。

しかし、長田が辞任を表明した同時期に高柳が東京帝国大学図書館長を辞したことや、
補選に際して帝国図書館と帝大図書館との対立摩擦があつたことを指摘している。次点の
廿日出逸暁は帝国図書館長に繋がる「松本系」で、補選運動中において「対立的意識」が
あつたとして、新体制に入るべき時機にあつて、内部抗争をしている図書館界に憂慮して
いる。秋岡はこの際、受諾の上、自らの意見を述べその後に理事を辞任してもよいとの考
えを披露し、推薦者である長田、間宮や竹林熊彦^⑦などの協力者の考えを伺いたいとしてい
る。

結局、秋岡は理事就任に応じている。

なお、「本月号図書館研究紙上ニて図書館令ニ対する御高見」は、先に紹介した『図書館
研究』七月号に掲載された長田の研究報告の骨子のことと思われる。

おわりに

以上、長田の理事辞任に関する八つの資料を紹介した。

長田の理事辞任の意思は、一九四〇（昭和一五）年五月の東京出張中に横浜市の金沢町で開催された文部省主催中央図書館長講習協議会（五月一五日から一八日）^⑤の時点で遅くとも表明されていた。それに対する六月七日付の間宮からの手紙が、長田資料中、理事辞任の初出資料となる【資料一】。この前後に長田は辞表を日本図書館協会に提出している【資料七】。一七日には、後任に選んだ秋岡が推薦辞退を申し出る手紙を書いており【資料二】、一八日には中田と波多野が留意を求めつつも、長田の辞任を認め、秋岡支持を表明した【資料四】【資料五】。理事会が開かれた二〇日に長田は推薦を辞退した秋岡へのさらなる支援を波多野に要請し【資料六】、翌二二日には秋岡に対して「矢ハ放たれたる次第」として、理事就任を懇願している【資料三】。【資料八】は一〇月一三日に実施された理事補選の結果を知らせる秋岡からの手紙である。

長田が理事を辞任するきっかけは、一九三九（昭和一四）年に日本図書館協会の理事長が松本から高柳に変わり、若い秋岡に交代することで松本路線への回帰に歯止めをかけようとしたことにあつたと考えられる。さらに補選までの間に「帝国図書館側と帝大図書館側との対立摩擦」が顕在化していた事実を一連の書簡から読み取ることができる。

また、中央図書館長の立場にあつた長田と松本との対立があつたことを指摘できるし、長田と芸艸会に繋がる秋岡や波多野との関係があつたことも知ることができる。加えて、中央図書館制度に対する長田と中田の考え方の違いも興味深いものがある。

当該期の日本図書館協会の様相は単純なものではなかつたのではないか。中之島図書館に残された長田資料からは、問題点の指摘にとどまざるを得ないが、中央図書館制度による上意下達、松本の別動隊として中央図書館長協会を通じて図書館界を全面的に戦時協力体制に向かわせていったとする考えや、松本と芸艸会との対立といった従来までの記述の再考をただすものといえよう。

〔註〕

- ①長田は一九四〇年六月に理事を辞任したが、翌年の七月一二日の理事選挙で当選し、八月一四日に理事に返り咲いた。
- ②『近代日本図書館の歩み：日本図書館協会創立百年記念』本編（日本図書館協会 一九九三年）四七頁。
- ③一八八一年―一九四五年。師範学校教師を経て一九二三年に帝国図書館長に就任。一九二八年に日本図書館協会理事長となり、三〇年から三一年を除き一九三九年までその職にあつた。前歴として図書館での経験のないことや、運営手法から松本を批判する声も高かつた。以下、人物に関する注記は、日本図書館文化史研究会編『図書館人物事典』（日外アソシエーツ 二〇一七年）を参考とした。

- ④ 『歩み』四八頁。
- ⑤ 一八八七年―一九六七年。東京帝国大学教授。戦後は成蹊大学初代学長。一九三九年から日本図書館協会理事長。一九四三年から一九四五年まで同会長を務める。
- ⑥ 『図書館雑誌』第三三年第九号（一九三九年九月）二四八頁。なお、高柳はこの時期渡米中であり、帰国まで松本が理事長の事務を執ることになった。
- ⑦ 『歩み』五六頁。
- ⑧ 文部省図書館教習所の一期生を中心に結成された同窓会。会報などを発行した。
- ⑨ 『歩み』六六頁。
- ⑩ 『図書館人物伝：図書館を育てた20人の功績と生涯』（日外アソシエーツ 二〇〇七年）六二頁。
- ⑪ 一八九〇年―一九七〇年。一九二二年に図書館用品を扱う間宮商店を創業。一九二七年に青年図書館員連盟の結成に参加し、『図書館研究』『青年図書館員連盟会報』を創刊する。
- ⑫ 『図書館日誌』（大阪府立中之島図書館蔵）。
- ⑬ 一八九五年―一九八二年。文部省図書館教習所を修了後東京市立図書館に入る。当該期は東京市立王子図書館長。戦後も図書館界において活躍し、一九五二年に江東区立深川図書館長を退職後も後身の指導に当たる。
- ⑭ 『図書館雑誌』第三四年第二号（一九四〇年二月）四九五〇頁
- ⑮ 一八九七年―一九五六年。一九二二年に石川県立図書館長に就任し読書運動を展開する。一九四〇年に東京帝国大学司書官。一九四三年に東京都立日比谷図書館長となる。当該期の図書館のオピニオンリーダー。
- ⑯ 一八九六年―一九四三年。台湾総督府図書館を経て、一九二二年に文部省図書館教習所に入所。翌年、東京市立日比谷図書館。当該期は東京市立駿河台図書館長。秋岡らとともに芸艸会を組織し、初代会長となる。
- ⑰ 『図書館雑誌』第三四卷第六号（一九四〇年六月）。二〇一―二〇四頁。
- ⑱ 「中田宛書簡下書き」「長田資料」〔C-五六〕。
- ⑲ 『図書館研究』第一三卷二号（一九四〇年七月）。長田はこの他、図書館令第一条に規程されている「其ノ教養及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス」の「學術」という言葉に対して、そのために「之ヲ曲解シテ往々学校教育類似ノ作用ヲ試ミ却ツテ真実図書館教育タル自己啓発ノ本諦ヲ没却スル弊ヲ惹起シ易シ」と述べている。二〇三・二二六頁。
- ⑳ 『図書館雑誌』第三四号第八号（一九四〇年八月）二九三・三〇四頁。
- ㉑ 『図書館雑誌』第三四卷第一号（一九四〇年一月）。五二三―五二四頁。
- ㉒ 一九〇一年―一九九一年。当該期は千葉県立図書館長。一九五九年まで同職を務める。戦後、移動図書館「ひかり号」の運行に尽力する。
- ㉓ 前掲㉑に同じ。
- ㉔ 一八八八年―一九六〇年。京都大学図書館、九州大学司書官の後、京都大学司書官。一九四二年に退職。同志社大学に竹林の旧蔵書、記録文書類からなる竹林文庫がある。

⑫ 『図書館雑誌』第三四卷第六号（一九四〇年六月）。二〇一―二〇四頁。

本稿の執筆にあたり、長田資料の文書と書簡については、大阪府立図書館職員有志による長田富作資料を読む勉強会のメンバーとともに翻刻をおこなった。ここに謝意を表する。

翻刻『大坂御城代勤行』（二）

くすりの道修町資料館	佐藤 敏江
中之島図書館	山田 瑞穂・北川 敬子
中央図書館	上村 厚貴・小笠原 弘之
	苜村 昌世・日置 将之
	八木 美憲

水野周防守様御持参之分

覚

為大坂御城御番代 水野周防守 青木甲斐守組共被差遣之候 御合力米之儀 以面々知行切米高四ツ物成之積 周防守 甲斐守可為裏判候 右兩人自分御合力米四ツ物成之積可為直手形候 与力貳拾人ハ三ツ半物成積并徒同心四拾人ハ老人三付米三石宛被下候 是又兩人可為裏判候 何茂當年与来年半分宛高度ニ請取管候 但米高之内五分一者其許御蔵ニ而相渡之残五分四者以銀子可被下候 但當年相渡候分者 去巳年五畿内三分一之直段 来未之年相渡候分者當年五畿内三分一之直段也 其許御蔵奉行手形小田切土佐守 能勢出雲守 以裏判被相渡重可可在勘定候 以上

元禄三年

七月廿二日

諸傳左衛門 印

萩彦四郎 印

稻伊賀 印

松美濃 印

相模 同

山城 同

豊後 同

加賀 同

小田切土佐守殿

能勢出雲守殿

八木庄兵衛殿

服部半左衛門殿

小尾一郎左衛門殿

間宮所左衛門殿

此驗迄ハ右同断

乙各銀子請取手形ニ小田切土佐守 能勢出雲守 以裏判從其許御金奉行銀子請取之可相渡

候 此段御金奉行江茂證文遣之候 以上

年号月日 右同断 右八人印

大坂

御藏衆

右之御證文者毎年相究候付 下書前方ニ調置 難知所明置 御持參之時書入 即刻御金御藏奉行衆へ御渡上被成候事

一筆令啓候

公方様益御機嫌好被成御座候間 可被心易候 将又為其地御番代 水野周防守 青木甲斐守 被差遣候間 可被相談候 恐惶謹言

七月廿二日

四御老中

四人殿

猶以水野周防守持參仕候御合力米御證文ニ通請取之則御金御藏両奉行江相渡申候 以上

先月廿二日之御奉書水野周防守 一昨五日持參拝見仕候

公方様益御機嫌好被成御座候旨 奉恐悅候 然者當地為御番代 水野周防守 青木甲斐守被差遣候間 萬事可相談之由 奉得其意候 去三日土岐伊豫守御番所 松平遠江守 四日酒井石見守御番所 井上筑後守 五日屋代越中守御番所 西尾隱岐守 六日前田宮内御番所 堀長門守請取之 今七日水野周防守 酒井右京亮相代 先番追と罷下候 當御城中無異面と致勤仕 町方迄相養儀無御座候 猶追而可申上候 恐惶謹言

八月七日

四人

四御老中様 參人、御中

追而啓上仕候

公方様益御勇健被成御座 奉恐悅候 然者水野周防守江御懇之御傳言之通被申聞 忝奉存候 各様弥御堅固御座候由 珍重奉存候 當地別条無御座 私共無異罷在候 猶奉期後音之時候 上所

八月七日

四人

但御傳言之御人数
承合相調候
大方八四人ニ而候

四御老中様 參人、御中

一筆啓上仕候

公方様益御機嫌好被成御座之旨 乍恐目出度奉存候 然者當地御番代衆追と到着 去ル三日土岐伊豫守御番所 松平遠江守 四日酒井石見守御番所 井上筑後守 五日屋代越中守御番所 西尾隱岐守 六日前田宮内御番所 堀長門守請取之 今七日水野周防守 酒井右京亮

相代 先番追々罷下候 當御城中別条無御座候 猶追而可申上候 上所

八月七日 四人

牧野備後守様 参人々御中

一筆致啓上候

公方様益御機嫌能被成御座 恐悅奉存候 然者當地為御番代 松平遠江守 西尾隱岐守 堀長門守 井上筑後守 到着 土岐伊豫守 酒井石見守 屋代越中守 前田宮内 各段々入代 今日水野周防守与酒井右京亮相代 先番何茂被罷下候 當御城中相變儀無御座候 恐惶謹言

八月七日 四人

柳沢出羽守様 人々御中

秋元但馬守様

松平安房守様

内藤丹波守様 人々御中

松平美作守様

曾我周防守様

松平隼人正様

松平右京亮様

酒井甲斐守様

瀧川越前守様 人々御中

右三通之御連状者前日六日三御廻し御判形済

一筆令啓上候

公方様益御機嫌好被成御座 恐悅御同意奉存候 隨而當地御加番衆 昨日迄段々被致交替 今日水野周防守 酒井右京亮 先番何茂被罷下候 右之段御老中迄申上候付而 次飛脚相立 從長崎之御用物 状箱茂来着差下申候間 如斯御座候 當御城内外町方迄相替儀無之候 恐惶謹言

八月七日 四人

能勢出雲守様 人々御中

猶以御櫓鍵之御證文者鑑御返し被成候節可致返進候 以上

去秋中方御組御長屋御門番所江出々置候鑑札御返し可被下候 將又御在番中被遣候御切手 共是六今日中御迎之御家来衆御城中江御呼入可成候間 其以後可致返進候御鑑札者 御左右次第返進可申候、 八人之御役人衆御門出入之御證文者米津周防守殿御在勤之内者留置 周防守殿御入代之前日返進可申候 以上

八月七日 四人

酒井右京亮様

右八人之御役人着御破損御蔵目付 米拂

御塩噌 此四色にて候

是六両組方壹人宛都合八人也

先刻茂申達候通 御在番中被遣候御切手目録之通令返進候 御鑑札者未御用茂可有御座か
と御番所ニ差置申候 以上

八月六日

酒井右京亮様

猶以去秋請取申候御長屋御門札番所へ之鑑札一枚 是又致返進候 以上

以手紙致啓上候 去秋請取申候御櫓并石落其外鍵数合拾本別紙目録之通返進仕候

何茂期真面之時候 以上

八月六日

酒井右京亮

松平因幡守様

御櫓并石落其外之鍵数合十本 御目録之通請取申候 則被遣置候御證文致返進候 此外文
言別條無之 御番代之節 鍵被遣候付而御證文

八月七日 来ル 此時御返し

酒井右京亮様

一 七日御本丸備入候御蔵 御封印切申候付而 御蔵役人罷出候 依之桜御門鑑札六日之晚
被遣候 是者翌日はやく罷出候 其上七日御番頭交替ニ付御石之儀も彼是と如何ニ思召候付
而也

七日玉造口方 水野周防守様 御交替
酒井右京亮様

一 御番代相濟 五ツ之太鼓御聞 何茂御寄合御料理出ル 此時水野周防守様御持参之御奉書御
定番町奉行御拝見 次飛脚立

一 十二日御振舞之儀御約束被成候 即刻来ル十二日御出可被下之由 忝存候旨為御札御使者
被遣之

一 御料理過御番頭御加番御退出 以後何茂被仰合 御交替為御悅御廻り被遊候

一 右之節十二日御替之米津周防守様江為御暇乞被遊御越候事

貴様御小屋付并御組中小屋之御櫓石落其外所之鍵目録記之 為持進候 如何御請取之御
證文可被遣候 將又東御長屋御門札番所江拙者方出置候鑑札 是又為持進之候 御請取置可
被成候 以上

八月七日 但鍵并目録箱三人置候
札番所江之鑑札六箱なしニ被遣之

水野周防守様

八日 九日 十日 十一日

右四ヶ日追手ら両御組頭衆并御番衆御交替 御下ハ六ツ之太鼓うち御出 登リハ五ツ過迄之内御城入

此四ヶ日大御番所江茂兵衛 菅助隔日ニ罷出 御通之時分出向 御口上申上候 尤御組頭江向候て申候事

下り 今日者天氣能御人替珍重奉存候 長くと御在番
無恙御勤仕珍重奉存候

登 道中御無事御上着 其外右同断

右四ヶ日分御口上書相調渡し置申候 尤御組頭衆交替之御名相知し申候時ハ名を書申候得共 自然御名申遣候得者如何ニ付而 御番所江御立寄 御口上被仰候ハ組頭衆にて候故 其節出向口上申候事

一 御番衆先達而御登 又者御役人ニ而御交替前ニ御城入 御役所御請取被成候 其節御出被仰置候付 御城外御旅宿江御使者被遣候事

一 御番衆御暇乞 又者御城入為御届御出之方江者 其日見合 御使者被遣候 早ク被遣候得者先様御取込故 少くと見合候事

一 右四ヶ日御番衆迎之者御呼入被成候付而 御番頭方御断として御番衆銘と御名之下ニ印判有之御證文并御番頭添證文来ル 紙面之通入仕廻 右御番衆名印有之御證文者御返し被成候 御番頭之添御證文ハ其外之御證文と一同ニ御返し被成候事

今日御番衆迎之者被入呼候付而 御差越候判鑑書通書面之通入仕廻候付而 返進申候 貴様添御證文者 追而返進可申候 以上

御番頭様

一 右四ヶ日御番人替相濟候節 度とニ御定番 御目付衆へ為御届 御使者被遣候事

八日 九日

今朝酒井石京亮様御組 水野周防守御組 追手より御番衆様御人替無滞相濟申候 為御届以使者申入候よし

十日 十一日 米津周防守様御組 青木甲斐守様御組 右同

一 十日 青木甲斐守様御到着 張番所迄為御届御使者来ル 御即報濟 従是も御使者被遣候

一 青木甲斐守様御城入 水野周防守様 米津周防守様 御同道御出

一 甲斐守様御城外御旅宿江御届候刻 従是御使者

先刻者御出得御意大慶存候 仍明後十二日御交替可被成候 左候得者例年各様十二日申請候 先刻右之段申遣候處 御出可被下之旨 忝存候 弥九ツ時方御出可被下候 尤次飛脚も相立申候

一 御定番水野周防守様 御加番 町奉行 御目付様方江十二日御振舞ニ付而

青木甲斐守様 今朝御到着ニ付而 兼而御約束仕候通 明後十二日弥九ッ時方御出可被
下候

御使者麻上下三而相勤之

貳万貳千貳百五拾石	玉造 安部撰津守	与力三拾騎 同心百人 拾石三人扶持宛
	高六千石四成貳千四百石	
壹万五千石	京橋 遠山主殿頭 同断	与力三拾騎 同心百人 右同断
三千石	町奉行 小田切土佐守	高六千石四成地方三而被下 与力三拾騎 同心五拾人 拾石三人扶持宛
貳千石	町奉行 能勢出雲守	右同断 与力三拾騎 同心五拾人 右同断
六千石	御船手 小濱民部	与力拾騎 水主五十人 惣高三百六十石 不同故受寄人 前不知水主一人ニ付七壹人半扶持

四百俵	御弓奉行	水上六左衛門	同心拾人宛
	役所御本丸	石野伊兵衛	拾石三人扶持宛
五百五拾俵	御鉄炮奉行	稻富豊三郎	
	三百石 役所 御本丸	浅井傳八郎	同心 貳拾人
三百石	西之丸	織田金左衛門	三拾人
		玉造	貳拾人
		京橋	拾石三人扶持宛
三百石	御具足奉行	逸見五左衛門	
	三百俵 役所 御本丸	福主之平左衛門	同心六人宛 壹人ニ付拾石參人扶持ッ、
三百俵		八木庄兵衛	
三百俵		小尾市郎左衛門	
三百俵	御金奉行	服部半左衛門	手代貳人
四百俵	役所御本丸	小林十右衛門	宛壹人ニ付 拾四石貳人扶持
四百拾四俵壹斗		勝次郎右衛門	
三百俵	御藏奉行	田村傳右衛門	手代三人宛 御給金二人ニ付

三百俵 役所 御本丸 日根野甚五郎 拾西三人扶持宛
 濱之御藏 望月右左衛門

三百俵 御材木奉行 三橋右衛門九郎 手代五人宛
 五百俵 門奈惣右衛門 老人三付
 拾右三人扶持宛

右拾七人御役料現米 八拾石宛

御代官

三百俵 森本惣兵衛 支配所
 七万石余鹽支配
 百五拾石 万年長十郎 同五万五千石
 塩小豆嶋支配
 今井九右衛門
 設楽景兵衛
 無御城人 西山六郎兵衛

高八拾四石 御太鼓坊主六人分 但老人三付
 拾四石宛
 同貳拾壹石六斗 同老人三付貳人扶持宛
 高三拾五石 山村与助
 高九石 右同人扶持方 但五人扶持
 高三拾石 御鉄炮鍛冶二人分 老人三付拾石宛
 同貳拾七石 同老人三付 五人扶持宛
 高拾七石五斗 御弦師遠江御扶持方無之
 拾石 南市兵衛御切米
 五石四斗 同人但三人扶持
 高拾四石 玉造御藏番貳人
 老人三付貳人扶持宛 七石
 高拾石 御塩硝藏番二人 老人三付 五石
 二人扶持
 高金拾八両 御材木藏番六人分 老人三付
 参阿ッ、
 高拾石八斗 右六人御扶持方 但老人扶持ッ、
 高金貳拾両 小揚頭四人分 但五両ッ、
 高拾四石四斗 右扶持方 老人三付 二人扶持宛
 高金三百六拾両 小揚者百貳拾人 三両ッ、
 老人半扶持
 三百廿四石

御自分

午之年之年始御状呂之十二月調之

一筆啓上仕候 公方様益御機嫌好被成御座之旨 奉恐悦候 将又来為年頭之御祝儀 以使者

御太刀一腰 御馬一疋致献上候 可然様御差圖奉頼候 恐惶謹言

十二月十一日 此節年始御使者呂上元右衛門 巳十二月六日大坂發足
慶暮御状不入 元右衛門を以御口上服時御献上之

四御老中様 参人々御中

土相模守様 甚寒御座候得共 公方様之献上仕候付而
使者差下申候 可然様御差図之隨而御手前様亦

牧備後守様 参人々御中 御堅固被遊御勤仕
献上仕候三付而使者差下申候 隨而御手前様
亦御堅固被遊御出仕

参人々御中

巳之慶暮御届之御状

一筆啓上仕候 嚴寒之節御座候得共 御手前様亦御堅固被遊 御出仕珍重奉存候隨

而為慶暮之御祝儀 目錄之通致進上候 猶奉期後喜之時候 上所

十二月十二日

阿豊後守様 脇付右同 此外御老中様江不御遣

土相模守様 同

牧備後守様 同被遊御出仕

一筆令啓上候 然者為年頭之御祝儀

御宮江御太刀一腰 御馬一疋奉献上之候間 可然様頼存候 恐惶謹言

十二月十一日

戒善院 机下

東漸院 同 御佛殿江目錄之通奉献上候間 可然様頼存候

津梁院 同 此二方寺如此 但目錄江江戶三而調之
正月元右衛門持参 日付延引之段 相心得可申事

一筆令啓上候 雖為嚴寒 公方様益御機嫌好被成御座 奉恐悦候 随而来午年為御祈禱料

目錄之通令進覽候 右之段為可申入 如此御座候 恐惶謹言

十二月十一日

知足院權僧正様

玉床下

巳之年始連状

改年之御慶珍重存候 公方様益御機嫌好被成御座 年始之諸御礼 如恒例御作方

残所無御座相済可申 乍恐目出度奉存候 當御城中無異儀町方迄別条無御座候

猶期後喜之時候 上所

正月二日

四人

柳沢出羽守様 人々御中 此御列

改年之御慶不可有尽期候

公方様益御機嫌好被成御座 年頭之御規式 如御嘉例 首尾好相濟可申与恐悅御

同前奉存候 貴様亦御無事可被成御越年 珍重存候 隨即為年始之御祝儀 御太刀

馬代 令進覽之候 當美無別条拙者儀無恙令勤仕候 上所

正月三日

松伊豆守様

人々御中

伊勢守様

参人々御中

松平備前守様

人々御中

秋本但馬守様

松平半左衛門様

酒井左衛門尉様

松平酒之丞様

秋元小左衛門様

小幡又兵衛様

土屋主税様

巳之春

改年之御慶不可有尽期候

公方様益御機嫌能被成御座 年始之諸御礼如恒例 御作方無残所相濟可申 恐悅

御同意奉存候 隨而貴様亦御無事可為御越年 珍重存候 當御城内外無別条拙者

儀無異令勤仕候 猶期永日候 上所

正月三日

小田切喜兵衛様

兩町奉行之内 御老人御在江府之節 如此

一筆啓上仕候

公方様益御勇健被成御座 旧臘廿四日紅葉山御佛殿江 御参詣 御機嫌好被遊

還御之旨承之 奉恐悅候 右之段為可申上捧獻礼候 上所

正月四日

四御老中様

参人々御中

牧備後守様

土相模守様 御差函付

御連礼

改年之御慶珍重奉存候

公方様益御機嫌好被成御座 年始之御規式 如御嘉例 首尾好相濟可申与奉恐悅

候 隨而御手前様亦御堅固可被遊御越年 日出度奉存候 御祝儀為可申上 如此御

座候 猶奉期永日候 上所

正月三日

四御老中様

参人々御中

牧備後守様

右同

隔状四通

内藤大和守様 珍重存候 御祝儀為可申述可被成御越年

若御老中式通 但秋元但馬守様江若御大刀 馬代被遣
可被成御越年

松平伊賀守様列 珍重存候 御祝儀為可申述 御越年可被成

御側衆六通 御無事御越年可被成

稻泰翁様 右同日之日付年始御届

参人之御中

元日二日三日年始御親式相濟候付而已ノ奉御使者 林安兵衛

一筆啓上仕候

公方様益御機嫌好被成御座 元日二日三日御表江出 御年始之御規式 如御嘉
例段ノ首尾好相濟申候旨 被仰下 乍恐目出度御儀奉存候 此段為可申上 以使
札 御肴一種 献上仕候 不苦被思召候者 可然様御差圖奉頼候 猶奉期後喜之時候
上所

正月十日

四御老中様

参人之御中

一筆啓上仕候

公方様益御勇健被成御座 三ケ日之御規式 如御嘉例 首尾好相濟申候段承之 乍
恐目出度御儀奉存候 將又御手前様弥御堅固御越年^{被遊}候旨 珍重奉存候 隨而
御肴一種 致進上之候 猶奉期永日候 上所

正月十日

大加賀守様 阿豊後守様 戸山城守様 土相模守様

相濟申候段承之 乍恐目出度御儀奉存候 依之御老中迄 以使札 御肴献上仕候付
同一種 致進上之候 隨而御手前様弥御堅固被遊御越年候旨 珍重之御事奉存候
猶奉期永日候 上所

正月十日

此外御文言右同

牧備後守様

参人之御中

右之節御側衆迄 御隔状ニ而御肴一種 宛被遣候

猶以被為打續御機嫌好被成御座之旨 奉恐悦候 且又旧臘八日紅葉山 御佛
殿被遊 御参詣候三付 以愚札申上候處 各様被仰談被達

上聞可被下之旨 依之去月廿七日之尊書忝次第奉存候 以上

一筆啓上仕候

公方様益御勇健被成御座 奉恐悅候 将又寒中為可奉伺御機嫌 御肴献上仕候處
首尾好被遂御披露被下候由 依之尊書忝次第奉存候

右之御請為可申上 如斯御座候 上所

正月七日

阿豊後守様

参人々御中

右着其節之御月番御老中方奉書到来之御請也

被遂御披露被下候時 御請有之 可被遂御披露と有之時者 不及御請 尤御端書
なし 相模守様江者 常々御差圖等御頼被成付而也

猶々益御機嫌好被遊御越年 恐悅御同意奉存候

萬々永日可申入候

新春之御慶珍重申納候 先以

公方様御機嫌好被成御座 御膳等御快被 召上候間 可御心易候 元日 二日 三
日御表 出請 御規式等首尾好相濟 誠目出度御事不可過之候 其訃別条無之 御
自分御無事可為御越年 珍重奉存候 此方何茂無異在之候 以上

正月三日

四御老中

松平因幡守様

一筆致啓上候

本院御所益御機嫌好被成御座之旨 目出度奉存候 年始之御祝詞為可申上 市岡
對馬守殿迄以使者 御肴一種献上仕候 可然様御差圖被成可被下候 奉頼候 當御
城中別条無御座候 猶期後音之時候 上所

正月十三日

内藤大和守様 人々御中

改年之御慶不可有尽期候

本院御所益御機嫌好被成御座之旨 乍恐目出度奉存候 年始之御祝詞申上度 以
使者 御肴一種致献上候 可然様頼入候 當地別条無之候 委細口上申含候 上所

正月十三日

此御方御在京可承合事

市岡對馬守様 人々御中

青山播磨守方々連状之返札参候間 為御披見廻之申候 以上

正月十日

安部撰津守様

遠山主殿頭様

能勢出雲守様

為年甫之嘉儀 昨日者張番所迄使者 殊太麻一箱被相贈之 令祝着候 為謝礼如此
候 以上

正月十一日

津守大学介殿 住吉社務也

從宰相様御書被成下 奉拝見候 如被仰下候 改年之御慶不可有尽期御座奉存候
公方様益御機嫌好被成御座 年始之諸御礼如御嘉例御誦初迄 首尾好相濟 目出
度被思召之旨 誠奉恐悅候 隨而御勇健被遊御越年 珍重之御儀奉存候 被為人御
念候紙面之趣 忝仕合奉存候 此旨宜預御取成候 上所

正月

中山備前守様 人々御中

少將様江右御文言之事 被為人忝仕合 除之其外同前

一 正月十一日御景足御祝為御届 同月廿二日之日付三而御届之事

猶以何茂四ッ時前寄合申候 以上

只今中根平十 松平新五左方飛札到来 明六日之朝發許江可為參着候

上意御座候間 可得其意之由申来候 先刻申合候通 弥明日四ッ前私宅江御寄合可
被成候 以上

三月五日

安部撰津守様 遠山主殿頭様 能勢出雲守様

只今中根平十 松平新五左方飛札到来 明六日之朝到着之事 依之各弁 而御組江
上意有之由 被申越候 各三者明四ッ時前 私宅江御出可被成候、御番衆江者如例
於御番所可被申渡候間 其御心得尤候 以上

三月五日

岡部丹波守様 菅沼主木様 此御所御月番
筆初

只今中根平十 松平新五左方飛札到来 明六日之朝到着之事 依之各江 上意有
之由 被申越候間 明日四ッ時前私宅江御出可被成候 以上

三月五日

堀左京亮様 保科兵部少輔様

小笠原土佐守様 本多弾少弼様

明六日御目付代三付 何茂四ッ時前寄合 次飛脚相立申候 為御心得申達候 以上

三月五日

佐久間宇右衛門様

小濱民部様

御使者御口上

能勢出雲守様

只今者御手紙令拜見候 御目付様方 天気も好御代可被成 珍重存候 後刻
御城人之節可得御意候由

御口上

御目付衆御城人御小屋江
御通りかけ御案内として
御出被仰置御帰候付而 道迄
為御返答御使者被遣候

中根平十郎様
松平新五左衛門様

右同

此度道中御無事 今朝御到着 出雲守様へ御越被成候由 珍重存候 一昨四
日從大津預御連札 忝存候 御紙面之趣被入御念候段 承届候 今朝御到着
之事候間 御報不申入候 御勝手次第御城人可被成候 其節面上可得御意
候由

附御目付衆御城人御小屋方御出 御振舞取中 御目付衆御留主へ御看被
遣之

御口上 今日尊皇尾好御交替 目出度存候 俵之
為御祝儀御看一種進入申候よし

御口上

青山播磨守様

今朝御目付衆様御代二付 御機嫌為御窺 能勢出雲守様江御出被成候由 承
候 御手前様亦御無事被成御座候由 珍重存候 爰元へ御出被成候由
承候付 乍序申入候よし

御口上

桑山伊兵衛様
山下勘右衛門様

永々御在勤諸事御滞無御座 今朝中根平十郎様 松平新五左衛門様江御對談首
尾好御交替 天気も好 御發足可被成と旁以目出度存候 如何様御帰府之
時分 以書状可得御意候由

大奉書半切ニ

相認下り御目付衆江

御直三御頼被成候

一此節御定番式人様江

御目付衆首尾好御交替

珍重御同前之由 以手紙

被仰遣候事

弥御無事御勤仕
被成 珍重存候

戸田山城守殿

御事多半何角

奉候候处 御懇被仰下

殊每度御目筆忝存候

同断

土屋相模守様

以手紙啓上仕候 御目付中根平十郎 松平新五左衛門 夜船三而到着 只今私宅江
被参候 料理以後桑山猪兵衛 山下勘右衛門与被相代 後刻可被致御城入候 為御
案内 如此御座候 已上

三月六日 能勢出雲守

松因幡守様

御手紙令拝見候 然者中根平十 松平新五左 夜船三而到着 只今御宅へ被参候由
御料理以後 桑山猪兵衛 山下勘右被相代 後刻御城入可被致之由 御紙面之趣承届
候 以上

三月六日

能勢出雲守様

先月之奉書御請 言上之留并脇へ江之連状 同手紙之留写之 廻申候 以上

三月七日

安部 遠山 能勢

以手紙令啓上候 各并御組中 小屋掃除人之儀 只今御代官衆江申渡し候間 其御
心得可被成候 已上

三月九日 岡部丹波守様 菅沼主水様

御城中掃除之者 小濱民部知行所之百姓入来候得共 民部断三付 御領所之百姓
入申度之由 在番衆被申候 依之申談儀有之候間 明日中勝手次第御出可有之
已上

三月八日 右民部殿百姓以前者御領所三而入来候
由只今民部殿知行にて付而不入来候由

豊嶋権之丞殿 三万年傳兵衛殿

三万年長十郎殿 森本惣兵衛殿

一 三月十八日之日付公家衆参問付而也

一 筆啓上仕候

公方様益御勇健被成御座 去九日参向之勅使 院使 御對顔首尾好相濟申候旨
承之奉恐惶候 此段為可申上 以愚札如斯御座候 上所

三月十八日

四御老中様

参入へ御中

牧備後守様

十相模守様

依之各様迄
以愚札申上候
可然様御差圖
奉頼候

明六日御目付代三付 御合力米御扶持方之御證文相渡可申候間 如例明日四ッ時
過御出可在之候 以上

三月五日

死去為代目根野甚五郎

小林十右衛門殿 小林勝之助殿 勝次郎右衛門殿 田村傳衛門殿

御内書御請

一筆啓上仕候

公方様益御機嫌好被成御座 恐悦奉存候 将亦為歳暮之御祝儀 御小袖献上仕候
付被成下 御内書謹而頂戴 寔以冥加至極奉存候 此等之趣 為可申上捧愚札候
上所

四月二日

阿豊後守様

参人々御中

一筆致啓上候 今度御簾本之御支配被 仰出 其上御加増御拝領之旨承之 誠以
重畳目出度存候 右之御悦為可申述 如御座候 御目錄之通致進覽候 猶期後喜
之時候 上所

五月廿一日

松平安房守様 若御老中被 仰付候時
人々御中

御番頭へ 猶以明六日弥次飛脚 傳馬先觸も

御手紙 今日出し申候

今度差下候白銀傳馬

御朱印相渡可申候間 明六日立之宰領衆御同道 今七ツ時御出可被成候 以上

六月五日

菅沼主水様 岡部丹波守様

明後十日立宰領衆江 御朱印相渡可申候間 明晚七ツ時私宅江御同道可被成候
先觸之證文者明朝出し被申候様ニと能勢雲州江申達候 已上

六月八日

御番頭衆様

一大御番組頭衆爰石着之砌 於御上屋敷 二度ニ御振廻

一右之組頭衆交替前 於御下屋敷為御暇乞 両日ニ御振廻

一大御番百人之衆 三月時分為年始御振廻 両日朝夕四度ニ御振廻 此節組頭衆御

取持御頼之由ニ而御招請

右者両御番頭江以御連紙被仰遣

以手紙令啓上候 然者御組頭衆暇乞 旁下屋敷ニ而両日ニ申請度候 依之日限書付
進之申候間 此書付之内ニ而御極可被下候 以上

六月廿九日

菅沼主水様 岡部丹波守様

四日 五日 十日 十一日

右四日之内九ツ時方御出候様ニ仕度候

一筆致啓上候

本院御所益御安全被成御座之旨 恐悅奉存候 猶以御機嫌為可奉伺之神尾伊与守
殿迄 以使者葛粉一箱献上仕候 可然様御差圖被成可被下候 奉頼候 當御城中
別条無御座候 猶期後喜之時候 上所

九月十三日

内藤大和守様
人々御中

一筆令啓上候

本院御所益御安全被成御座 乍恐目出度奉存候 猶以御機嫌為可奉伺之
以使者葛粉一箱献上仕候 可然様頼入存候 當地別条無御座候 委細使者申合口
上候 上所

九月十三日

神尾伊豫守様 何にても御在京之御方江

此御目錄大高
其候にて二まい

しん上
くすの粉一はこ
以上
まつ平いなほの守
奥ひら

しん上
くすの粉
まつ平
いなほの守

是ハ箱之
上書也

改年之御慶珍重存候

公方様益御機嫌能被成御座 年始之諸御礼如恒例御作法残所無御座相済可申 乍恐
目出度奉存候 當御城中無異儀町方迄別条無御座候 猶期後喜之時候 上所

正月一日

能勢出雲守
遠山主殿頭

安部模津守
松平因幡守

柳沢出羽守殿

若御老中

御側衆

寺社御奉行

御奏者番

御奥年寄衆

大御番頭衆 但御在京在大坂可序之

御書院番頭

御小姓組番頭

高木伊勢守様

藤堂伊豫守様 人々御中

甲斐庄飛驒守様 北條安房守様 人々御中

松平孫太夫様 戸田美濃守様 萩原彦四郎様

諸星傳左衛門様

御目付衆

三浦八兵衛様 日根野長左衛門様 岩瀬吉左衛門様

村瀬伊左衛門様

貴札致拜見候 然著朔日二日 當町出火之處 早速鎮 御城江著程隔 殊風筋茂能

御座候付 別条無御座候 依之被仰聞候趣 被人御念儀共存候 上所

三月四日

能勢出雲守

遠山主殿頭

安部模津守

松平因幡守

内藤大和守様

御報

此節火事御届御一人計江も来少 但先様御了節次第致

一筆致啓上候 然著其許町屋方出火 家数少く焼失候得共 御城廻御別条無御座

早速鎮申由承之 此儀珍重奉存候 右之趣為可得御意如此御座候 上所

三月三日

本多中務太輔

松平因幡守様

安部模津守様

遠山主殿頭様

能勢出雲守様 人々御中

貴札令拝見候 一昨二日當町出火之處 早速鎮 御城別業無御座候 依之早々預舟
被人御念儀共存候 上所

三月四日

四人

本多中務太輔様

御報

一筆致啓上候

公方様益御機嫌好被成御座之旨 奉恐悦候 然者爰許為御目付代中根平十郎 松平
新五左衛門被差遣 今六日到着 則桑山猪兵衛 山下勘右衛門相代被致歸參候 當御
城中無異 御番衆無恙勤仕 町方迄相麥儀無御座候 上所

三月六日

四人

柳沢出羽守様列

若御老中

御側衆 令啓上候

西之御丸御預ケ之御藏 御修復御座候付 御道具同所御藏江移替申度奉存候間 如例
御加番衆人足百貳拾人 棒持籠并差繩持 明後迄八日天氣好御座候者 朝五ツ時西ノ
御丸虎落前迄罷出候様 御加番衆江被仰遣可被下候 若雨降候者 翌朝罷出
候様被成可被下候 以上

三月十六日

織田金左衛門

浅井傳八郎

松因幡守様 安摺津守様 遠主殿頭様 稻留喜三郎

御鉄炮奉行衆方如此書付差出被申候間 為御披見為持進之候 被仰合人足御出シ
可被成候 以上

三月十六日

三人

堀左京亮様 小笠原土佐守様 保科兵部少輔様 本多弾正少弼様

御連紙致拜見候 御鉄炮奉行衆方被指出候書付 為御持被下 得其意奉存候 人足
申付候 御鉄炮奉行衆方之書付致返進候 以上

三月十六日

御加番右四人

三人様

一 伏見岡田豊前守様御預同心 鉄炮稽古之合葉并相渡り候時 伏見岡田豊前守殿御預同心 鉄炮稽古之合葉 鉛相渡申度奉存候御合葉者 御金奉行元屋敷 御葉藏ニ而懸改、御鉛者西之御丸御鉛藏方出之 掛ケ改右二色 京橋御門土橋先ニ而相渡候間 例之通御加番衆人足三拾四人 棒差繩ヲ持 明廿一日朝五ツ半時分 御金奉行元屋敷前迄罷出候様ニ御加番衆江被仰遣可被下候 若雨降候ハ、翌朝罷出候様被成可被下候 已上

三月廿日

織田金左衛門

浅井傳八郎

稻留景三郎

松因幡守様

安撫津守様

遠主殿頭様

御鉄炮奉行衆方 如此書付差出被申候間 為御披見為持進之候 被仰合一人足御出被成候 遠方方請取ニ来候付 難差廻儀候間 西之丸御鉄炮御道具移替候儀 明日者先相廻可申之由 御鉄炮奉行衆是又被申候 已上

三月廿日

三人

堀左京亮様

小笠原土佐守様

保科兵部少輔様

本多弾正少弼様

一筆申入候

公方様益御機嫌好被成御座之旨 去月廿八日之奉書今日何月何日到来恐悦御同意之御事候 各江奉書一通参候間 差越申候 其外之書状共目錄之通御請取可有之候 将又先月十五日之御状并御用物 状箱共四日来着 同十九日之御状 江府江之状箱卷 廿六日到来 右両度之状箱式 御用物四箇 去月廿七日差下申候 其表隣國迄無相替儀 弥御無事之由 珍重之事候 且又松平肥前守殿 長崎御番致 仰付 先月十八日從松平丹後守殿御番所被請取之 勤番之由 御別紙之趣者承知候 當御城内別条無之候 上所

五月三日

四人

川口源左衛門様

宮城主殿様

覚

古林温故

右者岡部丹波守組 鎰田藤助 病氣付 温故儀當六月中迎送札三而御門出
入可相通者也

巳 六月朔日

主殿印

摂津印

因幡印

追手御門番所

去月廿二日繼飛脚到来 奉書拜見仕候處 公方様益御機嫌好被成御座之段
恐悅御同前奉存候 将又爰許御藏之白銀御用付而 千五百貫目大御番衆之内為宰
領江戸江可差下之由 從御老中被仰越候間 来少六日 十日兩度 當地
出之可遣候 傳馬數并宰領四人別紙書付進候 御朱印式通御越可被成候 依之以
宿次申達候 上訴

六月朔日

四人

内藤大和守様 人々御中

覺

巳六月六日大坂立

銀八百貫目

此傳馬數三十拾老疋

内四疋者宰領兩人被下之

岡部丹波守組

柳沢八郎右衛門

宰領

菅沼主水組

本多彦右衛門

巳六月十日大坂立

銀七百貫目

此傳馬數貳拾八疋

内四疋者宰領兩人被下之

岡部丹波守組

長井金左衛門

宰領

菅沼主水組

服部市郎右衛門

以上

六月朔日

此狀箱老從大坂京都迄 如例宿次急令持參 内藤大和守殿江可相届者也

巳 六月朔日

出雲印

主殿印

摂津印

因幡印

右之通御銀立候

五六日前京都

右宿之

所司代江被遣 傳馬之

年寄

御朱印二枚御取寄候

但壹度立三而候得者 壹枚

御取寄之事候

就御用從大坂 江戸江 白銀差下候 為宰領大御番柳沢八郎右衛門本多彦

右衛門兩人 明六日大坂被罷立候 傳馬三拾壹疋仕度可仕候 御朱印者宰領

衆持參之事

道中泊之覺

六月六日

伏見

同 七日

石部

同 八日

閑

同 九日

桑名

佐藤廻り

同 十日

宮

同 十一日

御油

同 十二日

濱松

同 十三日

嶋田

同 十四日

江尻

同 十五日

三嶋

同 十六日

大磯

同 十七日

川崎

右之通宿と泊所 昼休三而白銀之番念人可相勤者也

一 此宿御銀

出立之前日御町 巳 六月五日

出雲

奉行方被出之

主殿

一 右之御朱印取三被

摂津

遣候時 尤御定番御町

因幡

奉行以御連紙被 仰遣

右宿之

一 右御朱印来着之時

年寄

御銀出立之前日七ツ時御番頭 右宰領衆御同道御出可有之由 御手紙被遣候

此時御定番 御町奉行御出合之上三而御朱印御渡し之事

一 御銀相立候 當日次飛脚御立被遊候事 一度立候得者 二度共三次飛脚立

一 御銀江戸着之儀 十三日又六十四日之儀も有之 但大御番衆帰付前御取寄被遊候
と相見候 急御用之節と可為各別候

一 右御銀二度立候得者 一度目翌日京都所司代江以御連紙御銀出立之儀被仰遣 此
時 御朱印来着之時 御封印来り候 御返し之事

一 御銀御取寄之儀 從江戸被仰遣之時 御金奉行江被仰渡候事 重而馬割被 仰渡

一 右宰領衆御番頭江被仰渡候事 尤御番頭様江以奉書被仰遣候由 宰領衆相極候 以後
馬割之儀御金奉行江被仰遣候事

一 從京都以宿次 御朱印到来 宿次證文者御町奉行方御返し候事

御組 鎰田藤助病氣付 古林温故御門出入之儀 京遂相談如此張紙相調 今曉方
御番所江遣置候間 為御披見張紙下書進申候 以上

六月朔日

遠山主殿頭

安部撰津守

松平因幡守

岡部丹波守様

覚

古林温故

右者岡部丹波守組 鎰田藤助病氣付 温故儀當六月中迎送札三而御門出入
可相通者也

巳 六月朔日

主殿印

撰津印

因幡印

追手御門番所

元禄七甲戌年八月朔日大坂濱屋古庵方御本陣下宿

一 筆啓上仕候 石町木村屋甚兵衛方下宿仕候

公方様益御機嫌好被成御座 恐悦奉存候 然著私共儀 從先月廿八日當朔日迄
追と大坂到着仕 今二日於土岐伊豫守宅 何茂參會 御奉書問通御合力米 御證
文 隱岐守持參 伊豫守御定番衆 加藤大和守御加番中江相渡申候 且又御口上之
趣 甲斐守申達候 如例從明三日段と御番所交替仕管申合候 猶追而可奉得尊意
候 上所

八月二日

大久保加賀守様

渡邊主殿

阿部豊後守様

堀長門守

戸田山城守様

板倉甲斐守

土屋相模守様

西尾隠岐守

参入御中

一筆啓上仕候

—— 将又先月廿八日を當朔日迄追々大坂到着仕今二日於土岐伊豫
守宅何儀参會如例自明二日段々御番所交代仕等申合候依之御老中迄以愚札
申上候間如此御座候上所

八月二日

連紙

牧野備後守様

柳沢出羽守様

参入御中

若年寄衆

以連紙被仰達候事

御側衆迄

一筆啓上仕候

京橋口御交代

—— 将又去三日内藤丹後守御番所隠岐守同四日堀式部番所長門守
玉造口御交代 玉造口御交代
同五日酒井石見守御番所甲斐守同六日伊丹左京御番所主殿請取之勤番仕候
猶追而可奉得尊意候上所

八月七日

御連判

両御名字

御老中様方御連状

右之通御側衆迄申下候事

明二日市正曲輪御石火矢為請取家来之侍式人召連候下人八人差遣候間明日進
上仕候證文三此證文被引合追手御門無相違出入仕候様御番所江被仰付可
被下候以上

八月朔日

板倉甲斐守^{印判}
書判

土岐伊豫守様

只今市正曲輪御石火矢為請取家来之侍式人召連候下人八人差遣申候昨日進

上仕候 證文ニ此證文被引合 追手御門無相違出入仕候様 御番所江被仰付可被
下候 以上

八月二日

土岐伊豫守様

右之證文兩通吉田権太夫 井上権左衛門持參候 市正曲輪酒井石見守小屋請取之
候付而 拙者家來之侍者人 足輕五人 下と八人并青屋口御番所請取 侍式人 足
輕四人 下と十三人 都合三拾三人 明五日六ッ時差越可申候 其節證文可進候間
此證文ニ被引合 玉造口御門被相通候様 番所江被仰付可被下候 以上

元禄七甲戌年八月四日

御名印判
書判

安部棧津守殿

右勢田武兵衛持參 此方より被遣候證文 悪敷歟 あなたより證文下書来ル 右之
文言也

市正曲輪酒井石見守小屋請取之候付而 拙者家來之侍者人 足輕五人 下と八人
并青屋口御番所請取 侍式人 足輕四人 下と十三人 都合三拾三人 今朝差越申
候間 昨日進置候 證文被引合 玉造口御門被相通候様 御番所江被仰付可被下候
以上

元禄七甲戌年八月五日

御名印判
書判

安部棧津守殿

右小屋請取 新家弥五郎持參并青屋口御番所請取之侍 小笠原藤助 齋藤貞七 小
倉伴右衛門 石川吉左衛門 瀬田武兵衛被仰付候 右請取候次第不宜之由 後存候
や 番人共三人替 侍式人 足輕常番之通可然由 後三申候や

拙者家中之落物 今日從玉造口御門小屋江引取申度候 段と目明之者付置 惣人
足二八相印之腰札為付 警固足輕差添可申候間 御門無相違出入仕候様 御番
所江被仰付可被下候 以上

戌 八月五日

御名印判
書判

安部棧津守殿 御交替後、石川善左衛門持參之

拙者家中召仕之下と都合貳百七拾五人 今日知行所江遣申候 目明之者付置候間
見分次第 玉造口御門無相違罷通候様 御番所江被仰付可被下候 以上

戌 八月五日

御名印判
書判

安部棧津守殿 吉良本太夫持參候

請取申米之事

合米巨三拾五石者

但京舛也

右是着為大坂御加番代八月罷登候付 役高貳万七千石四物成之積 戌半年分△御
合力米之内請取申所如件

元禄七甲戌年八月十四日

御名印判
書判

田村傳衛門殿

日根野甚五郎殿

望月忠左衛門殿

榑原兵三郎殿

請取申大豆之事

合大豆拾五石者

但京舛也

米を大豆之書 計三而文三右三同

△御合力米十分一 大豆之内請取申所如件

(定)

一 御着後御上下ニ為 召

御位牌并石碑江被遊

御拝礼 御香典被成 御帰御側御用人御拝礼前ニ和尚へ渡之

菩提寺様江

銀二枚

圓立院様江

同一枚

乾崇院様江

同一枚

廣大院様江

同一枚

本性院様江

同一枚

徳正院様江

金式百疋

右白木臺付目錄

御銘と様江

一 御参詣相濟 御支度ニ為直御目見被為 請

一 扇子一箱

菩提寺

右披露御側御用人被成下

御意

杉山善八

一 扇子一箱ツ、

杉山半右衛門

神谷市右衛門

右御側御用人披露 御意無之

白山権現宮
神主

野田河内

一 御札

右御側御用人披露

一大樹寺塔頭相詰 御世話仕候趣 相見候得共

御目見之儀 難相分

一 御目見相濟 菩提寺方ニ汁七菜御料理差上之 御本膳和尚上之 其外

御近習御給仕 御茶御菓子出 御中酒之節和尚被為 召 御盃被下

之 御側御用人相詰

一 御立之節

御城跡御石座等御廻 夫方白山権現宮江御参詣 神主野田 河内御出

迎披露御供番

一 和尚村外江罷出 矢矧御小休迄杉山一統御道御案内

一 和尚并大樹寺 塔頭杉山一統之者 岡崎御泊へ為御札罷越 此節御酒

被下之

忠栄公御初入後 年中御定例之義 御詮義被遊候處 是迄暁与御書留も

無之ニ付 取調差上候様 外谷郷右衛門 御側御用人勤役中 被 仰付

文政十五寅年 同人書上候写也

附紙者天保十一庚子年正月 孫兵衛殿迄御沙汰有之 違候所権兵衛方

認候而可差上旨 被 仰出 則孫兵衛殿江御同人御写之二冊 被遣之

其帳面へ権兵衛致附紙 同年二月十六日御便之節 孫兵衛殿へ返却

(完)

右何茂名計被成下 御意

泉屋六郎右衛門

泉屋次郎右衛門

泉屋七十郎

右披露 大坂御留守居 名計被成下 御意

一 御立之節も同所へ罷出

一 網嶋大長寺ニ而御小休 御見送御供是迄相勤 是方御道中御供と代ル

御立之節 大長寺門前ニ而御目見 此節太義与被成下

御意

一 御帰城之節 御迎是迄罷越 御着之節 大長寺門前ニ而 御目見 是方

御道中御供与代ル

尤御迎之節者

御意無之

一枚方

一 淀

一 伏見

池尻善兵衛

本陣なし

山崎通御往来

一 御見送 御迎共伊丹迄相越

御立之節 太義と被成下

御意 御迎之節

御意無之

一 伊丹

一 瀬川

一 郡山

一 芥川

一 山崎 社人之由

一 伏見

一 山崎通御往来之節ハ 御船御用無之ニ付 御船奉行ハ五軒町明屋敷前

江罷出

参州桜井菩提寺
御参詣一件

一 御参府之節 大濱茶屋ニ而御休 夫方桜井江被遊御出

一 大濱茶屋方御側御用人 御近習壱人 御先へ罷越

一 大濱茶屋迄杉山善八 杉山半右衛門 神谷市右衛門罷越 是方御道ニ

案内

一 岡崎御領并御簾本御知行所 野間御先拂

一 右村と野間共旱三年時分故 所と吞水先年差出有之由

一 桜井村村外江為御迎菩提寺罷出 披露御供番 日成下

御意

一 菩提寺門内ニ而御下乗 御側御用人御先立

御菩提所之義ニ付 玄関へ 御駕籠横付ニ可被成処 門内ニ而 御

下乗被遊候ハ 御右之方ニ御墓御座候故之儀にも可有御坐候哉と

恐察仕候

本陣なし

同断

梶善左衛門

岡村善兵衛

芝垣文太郎

右披露御供番

若宮裏門筋
大坂御用達

大津屋新助

右披露御郡代名計被成下
御意

中長瀬村新町江
御城下

名主共

右披露御郡代名計 被成下
御意

北ノ口東側江
大坂御用達

泉屋六郎右衛門
泉屋次郎右衛門
泉屋七十郎

一 のし二把
御菓子一折

右披露御供番

神崎堤渡場江

神崎堤支配役

右披露御郡代名計被成下

右同所江

灘御銀主

惣名代

右御船奉行へ名計被成下

右同所江

御代官

十三御船場江

谷平馬

右披露御郡代名計 被成下
御意

北之口東側江

御城下御銀主

御座之間御礼之者

一 十三御乗船 辰巳御乗船にも御道筋へ罷出候場所
御参府 御帰城共ニ場所不替

淀川筋差支之節

枚方通御出

一 大坂御屋鋪ニ而御小休 御屋敷御門前へ罷出

大坂御留守居

同添役

小橋屋長兵衛

右披露御郡代
御意無之

北ノ口御番所前江
大坂御用達

小橋屋長兵衛

十三御乗船之節
御道筋江罷出候者
出場所

東大手筋江罷出

御郡代忝人

右名計被成下
御意

御目付忝人

右同所へ

御徒目付忝人

右同所東側江

御城下

過書坐年寄

右名計被成下
御意

右同所秋田養元前へ罷出

瀬口銀主

嘉納彦右衛門

右披露御供番

右同所へ

御城下

御用達町人共

右御郡代披露名計被成下
御意

東大手突當

別所町江罷出

大庄屋共

右披露御供番

右同所へ

御城下

魚問屋共

右披露御供番

右同所江

初嶋新田開發人

小山屋半六

道意新田開發人

鍵屋玄章

右披露御供番

大物橋北詰西側江

御城下

御仕送方

右披露御供番

市庭町通筋東側へ

御城下

御目見醫師

右披露御供番

右同所江

御城下

新融通方

右披露御供番

市庭町通筋へ

右披露御供番

右同所へ

在方

御用達共

一 神奈川御本陣

石井源左衛門

一 川崎御本陣

田中兵庫

一品川御本陣

岩田茂兵衛

一品川御本陣三而御休 江戸為御迎 御供番一人 大小姓兩人罷越 御本

陣門前三而 御目見 夫方元札之辻御小休迄 御先江罷越

先年御近習 御供中継之時分 御老若様御廻勤 御供ハ尾崎方詰御

供番耆人 江戸方御供頭耆人罷越候 御供頭 御使番 格ニ付門前

三而 御目見之節被成下 御意 當時ハ御供番ニ付

御意無之

一 御本陣江御留守居耆人罷出ル

一 奥様方御附使奥附被遣被遊御逢被成下 御意

一 格別之御近親様方御用人 御留守居 御使被遣之候義も有之

一 御廻勤相濟 御屋敷江御着座之節 表御門外へ

柴田権兵衛

御目付

右被成下 御意

一 御玄關腰懸前御出入 町人共罷出 披露御廣間御取次

一 御側御用人 御役人 下座敷江罷出 御近習御式臺江罷出

一 御宗家様方為御待請 御出被成御一家様方御附使者有之 夫と遊

御挨拶

一 御居間江御着座 権兵衛罷出 御機嫌能被遊 御着座奉恐悦候段

申上ル 其方も息災ニと被成下 御意

一 引續御側御用人一同ニ罷出 恐悦申上ル 同様被成下 御意 御供之

御用人も一同ニ罷出

一 御近習一同ニ罷出 恐悦申上ル

御意同断 御供与御近習一同ニ御出

一 御供之御用人別順被為 召 太義之旨 御意被下置

御帰城一件

一 辰巳方御船上リ之節ハ 御道筋江罷出候者 別ニ記候通 出場所

御參勤之節之通

一 御玄關方御側御用人御先立三而御居間江為 入

一 御家老 御中老御逢 御機嫌能被遊御着座 奉恐悦候段申上ル

其方も息災ニ与被成下 御意

一 引續御側御用人一同ニ罷出 恐悦申上ル 其方共ニも息才ニ与被成下

御意 御供御用人も一同ニ罷出

一 御近習右同断

一 御支度之俣 御新坐敷へ為入

一 御着翌日為伺御機嫌 四時大小姓以上登城 御家老謁 退出

一 四五日之内大坂為被勤

御出別帳ニ記

右兩人ハ江戸御銀主白子屋清三郎親類ニ而清三郎御世話申上 万
と一大井川長キ御逗留等之節 御手支之節 御用被仰付候様ニ与清
三郎引付候 御銀主ニ御坐候 龜右衛門ハ當時御用向不相勤 御往
来ニも不罷出 万右衛門ハ當時御當用之趣も出精仕居候御都合ニよ
つてハ御逢被遊候而も可給哉

御泊御昼休等無之 御本陣へ不被成御出候節者 御小休江罷出 御
館入ニ相成 初而之節ハ御目見被仰付

- 一日坂御本陣
- 一金谷御本陣
- 一大井川江御支配 御代官 御手代出候義有之 披露御供番
- 一嶋田御本陣
- 一瀬戸川水有之候節ハ 川場へ本多遠江守様方御役人出 披露御供番
- 一藤枝御本陣
- 一同所大手先江
- 右披露御供番
- 一岡部御本陣
- 一丸子御本陣
- 一阿部川府中御同心川場へ罷出ル
- 披露御供番
- 一府中御本陣
- 一府中町御奉行御組与力 佐藤吉十郎 先年御館入被 仰付 為伺御機
- 嫌御 本陣江罷出

- 行岡清兵衛
- 柏屋八郎左衛門
- 置塩藤四郎
- 青嶋治左衛門
- 町奉行
- 内野九兵衛
- 横田三左衛門
- 泉屋平左衛門
- 仰付 為伺御機
- 江尻御本陣
- 一奥津御本陣
- 一由井御本陣
- 一蒲原御本陣
- 一吉原御本陣
- 一原御本陣
- 一沼津御本陣
- 一三嶋御本陣
- 一箱根御本陣
- 一御関所面番前 御駕籠之戸 御左右共引置 御番所下坐有之
- 一小田原御本陣
- 一御本陣江大久保加賀守様 町奉行御口上添 御用為伺罷出
- 彼方様御用人方 近年奉札ニ成ル
- 一大磯御本陣
- 一平塚御本陣
- 一藤沢御本陣
- 一戸塚御本陣
- 一程ヶ谷御本陣
- 寺尾与右衛門
- 手塚十右衛門
- 岩部江右衛門
- 平岡久兵衛
- 長谷川八郎兵衛
- 渡部平左衛門
- 間宮喜左衛門
- 樋口傳左衛門
- 天野平左衛門
- 清水傳左衛門
- 石井又兵衛
- 増見喜兵衛
- 蒔田源右衛門
- 内田十郎右衛門
- 苅部清兵衛

一 藤川御本陣 天野九郎兵衛
 一 赤坂御本陣 赤坂彦十郎
 一 御油口御本陣 鈴木善十郎
 一 一ごう村と申辺江安藤對馬守様方御役人罷出 御供番披露
 一 吉田御本陣 清洲屋与右衛門
 一 二川御本陣 後藤五左衛門
 一 白須賀御本陣 大村庄左衛門
 一 新居御本陣 正田八郎兵衛
 一 新居御本陣江五味左織為伺御機嫌罷出 被遊御逢 御側御用人披露
 一 左織与被成 御意 息才ニ被勤 一段之事ニ而何寄之品給り 大悦ニ存
 一 候与被成 御意 差上物ハ交肴坎 又鮎等多分是迄差上之
 一 父子勤之節ハ父子共相出 老人ツ、被遊御逢 御意 同断
 一 五味佐織江御參府之節者御用録被下之 御帰城之節者御目通ニ而御召
 一 下 御上下被下之 御側御用人渡之 悴江ハ御往来共御目録被下之 御
 一 目録ハ 御目通相濟候後 勝手ニ而渡之
 一 御関所御通行之節 左織父子共御関所御門内江罷出 披露御供番 名
 一 計被成下
 一 御意
 一 御関所面番所前駕籠之戸 御左右共引置 御番所下坐有之
 一 御渡船之御召船ハ 兼而御頼ニ而松平伊豆守様方被差出
 一 御目付者御朋勢大概渡切候を見請 御跡方渡船
 一 舞坂御本陣 宮崎傳左衛門

一 篠原村 万松院ニ而御小休 和尚門前へ罷出 其外前ニ而御下乗被遊
 一 夫方御側御用人御先立 披露御供番 万松院与被成 御意 本堂之脇
 一 左之方路次口方御通被遊
 一 御野袴ニ為召
 一 圓通院様御位牌江被遊御拝礼 御香典被成御備 御拝礼之前ニ和尚へ
 一 御側御用人相渡之
 一 御之袴ニ為召候而 御拝礼之前ニ和尚へ被遊御逢 御側御用人披露被
 一 成下 御意
 一 御立之節 御側御用人御先立 和尚門前へ罷出 御意無之 夫方御駕
 一 籠被為 召 梅屋市左衛門
 一 濱松御本陣
 一 濱松菩提寺御本陣為伺御機嫌罷出 御逢等無之
 一 西照院様盆暮御濟米料被下
 一 一見附御本陣 鈴木孫兵衛
 一 一袋井御本陣 田代八郎兵衛
 一 一掛川御城下御途中へ清右衛門与申者罷出 花差上之 御供番披露 御
 一 休江為伺御機嫌罷出
 一 掛川御本陣 沢野弥惣左衛門
 一 同所御銀主
 一 山崎万右衛門
 一 杉村龜右衛門
 一 右兩人為伺御機嫌罷出 差上物有之 御側御用人 御目付罷出 及挨
 一 搦 不及御逢断置

一 佐谷御船上り場へ尾州様御家来 御同心躰之者罷出 披露御供番

一 佐谷御本陣 加藤五左衛門

一 神守

一 万場

一 御目付佐谷へ御供不仕 桑名方御相勢引纏 宮江罷越 御宿入之節 御途中源太夫之宮之脇へ罷出御朋勢無別条渡海仕候段申上ル 太儀与被成下 御意

一 宮御本陣 森田八郎兵衛

一 尾張様江御案内 御使者前ニ名古屋へ罷越

一 尾張様方御使者罷越候節 御目付麻上下着用 御口上承之 御側御用人麻上下着用 御返答申述ル

前ニ名古屋迄御使者ニ遣候処 延享四卯年名古屋表へハ程遠候ニ付 旅中為御自由 已来ハ一通り之御使者ハ宮宿ニ差置候 奉行所ニ而取扱候筈ニ申付置候段 御家老方被仰遣 依之當時宮ニ而相濟

一 文化七午年

高尚院様御参府之節 御不快ニ而宮馱ニ御逗留之節 本陣へ承合候 処御不快ニ付御逗留之義者名古屋へ御注進仕候 御使者無之候ハ、當所之与力罷越可被申哉 外様ニ者左様之義無御坐候得共 御家柄ニ付名古屋ニ而者別段之御取扱之由 本陣申聞ル 然ル所宮住居之与力罷越 御不快ニ而御逗留ニ付 窺御機嫌 御用も御坐候ハ、無御遠慮被仰付候様 家老共方申付候段 申来ル

一 鳴海御本陣

一 池鯉鮒御本陣

一 池鯉鮒問屋場へ

人馬目付罷出 披露御供番

一同所宿内江

町奉行

右披露御供番

一大濱茶屋御本陣 高井善兵衛

一大濱茶屋御休江為伺御機嫌罷出

櫻井 菩提寺

同 杉山善八

杉山半右衛門

神谷市右衛門

一 菩提寺江被遊御逢 御側御用人披露 菩提寺と被成下

御意

一 杉山善八 杉山半四郎 神谷市右衛門御目見無之 何茂扇子一箱ツ、

差上之

一 御立之節 菩提寺初三人之者共村外ニ而

御目見 本陣ニ而菩提寺御逢無之節ハ菩提寺計江被成下

御意 其外者不及

御意 御供番披露

一 岡崎御本陣

服部惣左衛門

一 水口御城下大手江

町奉行

御家老

右披露御供番

御用人

一 龜山御本陣

樋口太郎兵衛

町奉行

一 庄野御本陣

沢野兵左衛門

右御供番披露 御家老御取扱 膳所之通

一 石薬師御本陣

北沢惣右衛門

一 水口御城下問屋場へ御徒目付罷出 披露御供番

一日永村之辺江本多伊豫守様方御使者有之 披露御供番 御口上御供番承之 御駕籠江直ニ申上ル 御返答御相應ニ申遣候様 御供番へ御

一 水口御本陣

鵜飼傳右衛門

一 御本陣江御家老 御用人 町奉行 為御機嫌伺罷出 忝人ツ、御逢被遊 御側御用人披露 御家老江者初而逢候 息災ニ被勤 一段之事存候

一 四日市御本陣

清水太兵衛

被入御念候義 其許御太儀与被成 御意

一 桑名御城下大手へ

町奉行

一 御用人江者初而逢候 息才被勤 一段之事存候 能登守殿ニも無障珍重

右披露御供番

被存候 被入御念候儀 宜頼入候 其許御太義と被成 御意 町奉行

大塚与六郎

江者一通り被成 御意候事

一 桑名御本陣

御船頭も罷出

御帰城之節へ御本陣へ先ニ罷出被遊 御逢候ニ付 大手へ罷出候節へ

一 兼而御頼ニ而佐谷へ御渡船之 御召船 桑名御城主様方差出

御本陣裏方御乗船

御家老ニ御駕籠居候而も 一通御太義候計被成 御意 可給哉之事

一 町奉行御堀端へ罷出 御船之内ニ而御会积

御船廻ル

一 土山御本陣

一 御帰城之節へ佐谷へ桑名方御船廻ル

先御城主松平下総守様御取扱之振を以相認 當時松平越中守様御取扱相違之義も難計奉存候事

一 御道中ニ而山坂或ハ川場等之節 御乗馬御召替 御駕籠御目付方相願

御先へ為残候義も御坐候事

一 坂下御本陣

若林加兵衛

一 関御本陣

伊藤平兵衛

一 龜山御城下大手江

取扱相違之義も難計奉存候事

水之多少ニ而御本陣前へ御船難着節者 外之濱方御船揚之義も有
之天満水等之節 淀小橋下 唐人雁木と申所方御船揚之義も有之

三條 養福寺

一 御船場江罷出

御本陣

大塚小右衛門

御用達

丹波屋仁兵衛

右披露御供番

御意無之 兩人共直ニ御先へ立

右養福寺ニ而御上下被為召 所司代様江為御對話御出 御對話相濟
夫方両町御奉行御直勤 養福寺へ被遊御帰 御支度被為 直ニ而御立
一 大津御本陣 肥前屋九左衛門
一 御帰城之節へ 大津御泊江京都御留守居為伺御用罷出 伏見へ罷出候
節之通
御帰城之節へ御召下 御上下於御前 被下之 御側御用人渡
之御取合申上候
一 膳所御城下大手江

一 御道筋へ罷出

京都御留守居

被成下 御意

一 御道筋江罷出

京都御用達

三文字屋清左衛門

和泉屋小兵衛

右披露御供番

御意無之

一 御宿江御着後 為伺御用 京都御留守居罷出被遊 御逢被成下

御意御側御用人出席

一 伏見御立之節 谷平馬御途中江罷出被成下 御意

一 京都御廻勤被遊候得へ御昼休

御家老罷出候得へ御供番披露 直ニ御駕籠居ル 是江与被成
御意 御家老御駕籠近ク進ム 御領主様御安否被成御尋ニ入御念候儀
宜敷と被成御意 直ニ其許御太儀被与被成 御意
一 町奉行御供番披露
御意無之

御家老 町奉行

寛政之頃迄へ御家老罷出候得共 近年不罷出 町奉行計罷出ル

田中九藏

一 草津御本陣

都而宿と御本陣御供番披露

一 石部御本陣

小嶋金左衛門

一 横田川江御目付見計 御先へ罷越諸事申付ル

一 川場江加藤能登守様方御徒目付罷出 御供番披露

翻刻『大坂城代勤方條と記』(二)

くすりの道修町資料館 佐藤 敏江

中央図書館 八木 美恵

一辰巳濱方御乗船 御船場江

谷平馬

右名計被成 御意

一御船出之節者相伺 御船出ス

一御見送御供 御出船迄 御船場ニ控 御出船之上引取

大和田川筋

御城下名主共

一熨斗二肥

一御菓子一折

右披露御郡代

右名主共罷出候川筋 大和田川与記置候得共 其年と川と浅深水

之多少ニより初嶋川 城嶋川 佃川 今福之鼻 何レ御通船御模様ニ

よつて不定

一御船奉行方先格ニ而御記差上之

一御船奉行江御船中ニ而於

御目通御酒被下 御側御用人出席 御船奉行罷出候節 名計被成下

御意 御酒被下候段 御側御用人之傳 御酒頂戴 御肴御用人挾之御
礼 御側御用人御取合申上候

一沢田左平太御途中江罷出

一前嶋之邊ニ而高槻永井飛驒守様方御使者有之 御目付取次

彼御用人中方奉札ニ而御見舞申来候事も有之

一淀ニ而車下 水為御汲被成候節 車脇ニ水門有之 右御番所へ御水主

申付遣断候得者 先様御迎建候船ニ而 彼方方為汲呉候 先年迄ハ断

無之 御勝手ニ為御汲被成候事

淀小橋ハ大間方御城へ寄候 橋下ハ元来通船不相成場所ニ而 殊ニ

車下へ外と之船漕行候節者 鉄炮打捨之御城格ニ付 以来ハ為御汲

被成候ハ、右東之向ニ番所有之候間 夫へ御断被下候ハ、此方手

船ニ而為汲可申候間 少も無御遠慮被仰達候様 文化七年京都御

留守居方

北方様京都御留守居へ右之趣掛合有之候事

一伏見御船場御本陣前へ御船着

御本陣

大塚小右衛門

御船場江罷出

谷平馬

御宿

御意無之

『世界文学』になった理由も述べられている。本状冒頭の「藝文」が「世界文学」にかはりましたのは遺憾に存じます。」というのはその件で、『新文学』から『世界文学』への移行の中で、織田から宇野への依頼の内容も次々に変化していく様子が読み取れる。

もともと織田は、『新文学』への新人作品の提供を、宇野に依頼していた。追伸にある「北沢君の小説」とは、それに応えた宇野が弟子の北沢喜代治の原稿を送ったものと思われる。しかし、11月20日付織田からの書簡に書かれている「あの雑誌はアテになりません。あの編集者はヨスでせうし、ゴトウ、ヤマジ両旦那はもうダメです。新人の原稿あの雑誌に送られても、ゴトウ、ヤマジの二人がよんで、二人流の感心の仕方をした上でなくては、のせないと思ひます。もう先生が力をあまり入れられるのはおよしなすつた方がいいのではないかと思ひます。」という言葉を受けて、『新文学』編集から北沢の原稿を取り戻す算段をしたようである。

この『新文学』からの離脱と、『世界文学』創刊に向けての動きの中で、昭和20年の春から昭和21年の初春にかけて、両者は非常に密に手紙のやり取りをしていたようである。宇野も「月に、一度はすくないほうで、二三次以上もするやうになつた」と「織田作之助の思ひ出」で語っている。確認できる織田の差出書簡と、宇野の差出書簡の関係については、現在のところ、次のようになっている。

- ①[昭和二十年]十月十五日／織田↓宇野 『定本織田作之助全集第8巻』
- ②[昭和二十年]十一月二十日／織田↓宇野 「織田作之助の思ひ出」引用
- ③[昭和二十年]十一月二十四日／宇野↓織田 『宇野浩二書簡集』198
- ④[昭和二十年]十一月二十六日／宇野↓織田 『宇野浩二書簡集』199
- ⑤[昭和二十年]十二月七日／宇野↓織田 ※本状
- ⑥[昭和二十年]十二月十日／織田↓宇野 『定本織田作之助全集第8巻』
- ⑦[昭和二十年]十二月十二日／宇野↓織田 ※追加資料(次回掲載)

- ⑧[昭和二十年]十二月二十九日／宇野↓織田 『宇野浩二書簡集』202
 - ⑨[昭和二十一年]二月二十一日／宇野↓織田 ※追加資料(次回掲載)
 - ⑩[昭和二十一年]二月三十一日／宇野↓織田 『宇野浩二書簡集』207
- ※「」は推定 『宇野浩二書簡集』の番号は書簡集における書簡番号

その後は、昭和21年2月14日の宇野からの書簡(『宇野浩二書簡集』212)である。ここでは宇野は『世界文学』の状況を気にしながらも、妻の病気の介護で忙しくしており、「大へんな御無沙汰をしてをります。」と書いている。間もなく宇野の妻が逝去するなどたて込んだこともあって、やや疎遠となり、以降は少し間をおきつつ4月に近況報告中心の二通。そして10月24日付の宇野からの最後の書簡(中之島図書館所蔵)は、織田から久しぶりに手紙(10月17日付)を受け取ったという記載から始まり、「どうぞ、文学のために、いろいろなもののために、お大事にして下さい。」と織田の健康状態を気遣う言葉で結ばれている。

【調査に使用した資料】

- ・増田周子編『宇野浩二書簡集』(和泉書院 2000)
- ・『定本織田作之助全集第8巻』(文泉堂書店 1978)
- ・宇野浩二「織田作之助の思ひ出」『人間』第2巻第3・4号(鎌倉文庫 1947.3-4) ほか

『書簡集』において全て翻刻されているが、平成29年度追加資料のうち差出年が不明の12月7日・12日・1月21日付の三通については、内容から判断して、前掲書掲載の一部書簡に続く内容のものと推察される。また、これら三通は、『定本織田作之助全集第8巻』収載の昭和20年10月15日・12月10日付宇野浩二宛織田作之助差出書簡とも内容に相関性がある。さらに、12月7日付書簡の中には、「十五日からのバカセイゲン」として「汽車の切符がますます取れなくなるらしい」と書かれているが、これは石炭不足による昭和20年12月15日からの旅客列車の五割削減と、それに伴う乗車制限を指すものと思われる。以上の事から、追加資料の三通は、昭和20年12月7日・同12日、昭和21年1月21日付の書簡だと推定できる。今回は追加資料の12月7日付一通を翻刻した。紙幅の都合もあり、残り二通は次回掲載とする。内容にも継続性があるため、書簡内に書かれた個別の内容についての解説は次回に回し、今回は宇野浩二と織田作之助の交流と、昭和20年春から昭和21年初春にかけて両者間で頻りに書簡が交わされた背景について説明する。

中之島図書館収蔵の宇野差出書簡は、昭和18年9月から10月までに五通。その後、昭和20年3月に復活して以降は、月二通程度手紙のやり取りをしている。昭和18年の五通は、織田作之助から献本をしたお礼のやり取りのようで、儀礼的なものとして、一旦途切れている。

両者間の交流と、手紙のやり取りの復活に至るまでの経緯については、『宇野浩二書簡集』をたどること、ある程度把握することはできるが、返信がないため、全体像が把握しがたい。しかし、雑誌『人間』で「作家と作品」という連載をしていた宇野は、織田の訃報を知り、その第三回・第四回で、それまで書いていた内容を中断して織田を取り上げた。「織田作之助の思ひ出」と題したその著作の内容から、当時の実情を概観することができる。昭和20年3月に宇野が来阪した際、全国書房が雑誌『新文学』に掲載する予定で、座談会を企画した。3月4日に新大阪

ホテルの宇野の部屋で開催された宇野浩二、織田作之助、藤沢桓夫、鍋井克之四人による「大阪の文学について」と題した座談会その場で、宇野は織田に初めて会ったと回顧している。織田は、食料事情が最悪の時期にもかかわらず、座談会の前日には宇野が宿泊するホテルに、座談会の翌日は宇野を駅まで見送った際に、都合二度にわたり心づくしの弁当を宇野に差し入れ、この年長の作家に対する好意を示している。この邂逅が、後の宇野と織田の交流の契機となったのは間違いない。このままでは対する宇野の礼状（3月14日付）から二人の書簡のやり取りは始まっている。

宇野が戻った東京は当時すでに連日のように空襲警報が鳴り響く状態で、当初はせっかく知り合った織田に手紙を書くこともままならなかったようだが、間もなく藤沢桓夫の紹介で、大阪で発行されている文芸雑誌『新文学』に宇野自身も関わることとなり、織田との関係も復活したらしい。『新文学』に掲載する内容などで、精力的な書簡のやり取りが行われていたが、夏頃の手紙になると、二人ともが『新文学』編集への不信感を表している様子がわかる。『定本織田作之助全集第8巻』掲載の、10月15日付織田から宇野への書簡では、『新文学』の編集者の姿勢に問題があつて、織田や宇野ら作家の意図が実現しないことに怒り、『新文学』編集らとの直接の会談と、場合によっては決別することを決意した様子がかがわれる。一方で、『新文学』とは別の方向を探る織田は、友人の柴野方彦が京都で刊行しようとしている雑誌に対して、宇野の助力を要請している。「織田作之助の思ひ出」には、織田から宇野への昭和20年11月20日付の書簡が引用されており、柴野の雑誌のタイトル案を織田から依頼された宇野が、『新小説』と『芸文』という案を出したが、すでにパテントがあるなどの事情で使用できなかったことが書かれている。また、他誌との差別化をはかるため、創刊予定の雑誌が織田の当初の目論みとは変わってしまった、日本の文芸作品中心ではなく、翻訳作品中心の雑誌

◎『宇野浩二の手紙』^{註11}は、あなたならお任せいたしますが、この題名は、僕は好みませんが、(キマリわるいのもその一つ、)既に、『志賀直哉の手紙』^{註12}(これは武者小路さん^{註13}が志賀さん^{註14}の手紙だけをならべて、ちよつとカイセツを附けたもの)ですが)といふのがあります上に、あなたが編輯なすって、注釈を入れられて、随筆風に書かれる、といふことに、興味(つまり、宇野より織田に興味)がありますのでお任せいたします。

◎終りに、「世界文藝」^アなら、僕の『翻譯の文学』は、書きよ^クなりますので、すすんで書きつづけたいと存じます。これは面白くなるつもりです。

十二月七日

宇野浩二

織田作之助様

○北沢君^{註15}の小説、二三日前に、うっかり「新文学」^{註16}に送りましたが、北沢君のものとしてはよいものですから、この手紙と一しよにカミヤシキ君^{註17}にソクタツを出して取りかへして、お送りいたします。

○おなじやうに、十年以上小説の勉強をしてをられますが、北沢君より佐藤君^{註18}の方が、郷土色があります上に、独得なものがあり、カイギャク味がありますので、たとへば北沢君の作が五つに一つ取れるとしますと、佐藤君のは三つに一つ取れますが・・・

【註】(1)「藝文」…柴野方彦が当初創刊しようとしていた文芸雑誌の題名案。最終的には『世界文学』となった。(2)「世界文学」…世界文学社刊行の文芸雑誌 (3) 木村君…木村徳三(きむら・とくぞう) 1911-2005 編集者。鎌倉文庫刊行の文芸雑誌『人間』編集長 (4) 三笠…三笠書房 (5)『翻譯の文学』…宇野浩二が雑誌『世界文学』に寄稿予定だった作品 (6)「展望」…筑摩書房刊行の総合雑誌 (7) 全国書房…大阪の出版社。文芸雑誌『新文学』を発行 (8) 例の別刷の「文藝春秋」…別冊文芸春秋(昭和21年12月刊誌『文藝春秋』から独立創刊)のことか (9)『夫婦善哉後日』…織田作之助の作品。昭和21年『世界文学』に二回連載して中断 (10) 天衣無縫…織田作之助の作品。初出は雑誌『文芸』昭和17年4月 (11)『宇野浩二の手紙』…織田作之助がグラフ誌に寄稿予定の作品 (12)『志賀直哉の手紙』…武者小路実篤編 山本書店 1936 (13)武者小路さん…武者小路実篤(むしやのこうじ・さねあつ) 1885-1976 作家・詩人・劇作家・画家 (14) 志賀さん…志賀直哉(しが・なおや) 1883-1971 作家 (15) 北沢君…北沢喜代治(きたざわ・きよじ) 1906-1980 作家 (16)「新文学」…全国書房刊行の文芸雑誌 (17) カミヤシキ君…神屋敷民蔵(かみやしき・たみぞう) 全国書房編集 (18) 佐藤君…佐藤善一(さとう・ぜんいち) 1906-2004 作家・政治家

【解説】

作家・宇野浩二から織田作之助宛ての書簡は、織田文庫収蔵書簡の中では最も多く、織田文庫に36通、平成29年度追加資料に10通が残されている。このうち織田文庫収蔵の書簡については、増田周子編『宇野浩二

二 宇野浩二差出織田作之助宛書簡

(差出し年不明)十二月七日／松本市今町四三三より／宇野浩二／大阪府南河内郡野田村丈六／織田作之助宛(封書 便箋 三枚 速達 四十銭)

拝復

◎「藝文」^{註1}が「世界文学」^{註2}にかかりましたのは遺憾に存じます。しかし、この間上京のとき、木村君^{註3}にその話しをしましたら、「ああ、それは柴野君でせう、それなら、三笠^{註4}で長篇(ホンヤク)分載の雑誌を出したときに関係した人ですから・・・」と京都ナマリの言葉で、あの独特の微笑をうかべながら、云ひました。

◎僕のは『翻訳の文学』^{註5}といふ題にいたしますが、先日シメキリの小説が二つありまして、それがまだその二つのうちの一つの半分しか出来てみません。その二つのうちの一つは、大へんすみませんが(お目にかかりましたとき申しわけをいたしますが、**義理ある人のやっつてゐる雑誌の**急急急を要するために、「藝文」に出すお約束をしました長篇の一回分はしがき)を出すことにしました。急、急、急には、これが一ばん書きやすかったからです。その代り、「世界文藝」^{註6}には、『翻訳の文学』レンサイちゆうに、一回休みとしまして、その時に、かならず小説を書きます。◎右の事情のために、(右の事情の**ほ**かに、三四ヶ月前から約束しました筑摩書房発行の「展望」^{註7}の小説が十日々切で、書房主から、昨夜「九

ヒオネガヒシマシタゲンコウイタダキニアガリマス」といふ急電を打って来ましたので、これは前に十枚くらゐ書きかけのがありまして、それのつづきを書いたらよいのですから、それを十一日までに書き上げて、すぐ『翻訳の文学』をテツヤしても、十二三日にソクタツカキトメでお送りいたします。

◎十五日からのバカセイゲンで汽車の切符がますます取れなくなるらしいですが、こちらで取れませんでしたら、全国書房^{註8}で往復を取ると云つて来てみますから、どちらかので、大阪(主として京都)におうかがひしたいと存じます。が、年内はおくれにおくれた原稿のために御伺い出来ませんから、来年の一月ちゆうとしたいと望んでをります。

◎「文藝春秋」は例の別刷の「文藝春秋」^{註9}にずっと前にたのまれまして、上京のときも、おもはぬところで、そのかかりの記者につかまりまして、サインクされましたが、これは出来さうに間にあいさうにありません。々切が先月(十一日)二ぱいですから。もつとも二三日前に電報でサインクしてきましたが・・・

◎『夫婦善哉後日』^{註10}は、筋書**か**ら想像いたしますと、前の(元)のお作のやうにマトマリすぎた作品でないらしく思はれますので、そのうちにハタンがありまして、そのために、かへって、面白いものがお出来るのではないかと存じます。僕は天衣無縫^{註11}などといふのはあまり好みません。

【註】(1) 柴野さん…柴野方彦(しばの・まさひこ) 1913-1979 京都・世界文学社の創業者 (2) 坂口安吾(さかぐち・あんご) : 1906-1958 作家 (3) 「文楽」に関するもの…「二流文楽論」 (4) 清水さん…清水金一郎(しみず・きんいちろう) 松竹下加茂撮影所企画部、織田作之助が京都の世界文学社に出入りしていた時の寄宿先と思われる

【解説】

雑誌『改造』の編集者・西田義郎は、昭和21年6月頃仕事で関西へ来た際に京都の世界文学社で、織田作之助と対面している。本状は、その際のもてなしに対する御礼状が織田に届いていなかったことへのお詫びおよび近況報告の書簡である。表書きには「織田作之助様侍史」とのみあり、郵送されたものではない。

西田義郎は、昭和21年11月25日の太宰治、織田作之助、坂口安吾の鼎談を企画した立役者であり、織田の『可能性の文学』にも編集者「N氏」として登場する。同人で執筆や翻訳もしていたが、後に出版社・改造社の編集者を経て編集長となった。また、西田は坂口安吾とも親しく付き合っており、『酒のあとさき』などの坂口の作品や評伝にも度々登場する。

本状では、近況として、坂口宅を訪問して織田のことを話のタネにしたところ、坂口が「是非この秋、多分十月中旬頃 京都へお邪魔させて頂き、貴方様とお逢ひいたしたい」と言っていたことを伝えている。西田としては、この時期にはすでに織田と坂口を引き会わせたいと目論んでいたのかもしれない、のちの鼎談企画につながる流れが見えるようである興味深い。

坂口の友人である大井広介の著作「坂口・太宰・織田作」での回顧によると、坂口も同人となっていた『現代文学』に井上友一郎からの依頼で織田が寄稿していた縁もあり、大井を介して、織田からは坂口に会いたいというアプローチがあったようであるが、坂口はそれを一蹴してい

る。坂口も含め、『現代文学』同人は、なぜか織田の作品を好まなかったようだ。ひるがえって、本状を見ると、西田から織田の話を聞いたあと、坂口は、織田と会うことに意欲的だった様子である。織田と面識がなく、作品しか知らない大井では、坂口の拒絶に対して二人の間を取り持つことができなかったが、織田と面識のあった西田は、そのあたり上手くとりなせたのか。あるいはその後の作品に何か坂口が感じるものがあったのか。この心境の変化はどうして起こったのか。西田が坂口との会話を詳細に記録してくれなかったことが惜しまれる。

残念ながら、坂口が昭和21年秋に関西に来たという記録は見つかっていない。同年4月に発表された『墮落論』で一気に筆名を高めた坂口は、原稿依頼が殺到した結果、注文をこなすためにアルコールや薬物を多用していた時期で、旅行どころではなくなっただけのものと思われる。織田と坂口、二人の邂逅は、昭和21年11月22日、実業之日本社での座談会を俟つこととなった。

中之島図書館では、西田から織田への書簡はこの一通しか所蔵していない。しかし、坂口の織田に対する心情の変化を考えた時、無頼派三人の鼎談実現に至るまでの西田の尽力をうかがうことができる貴重な資料だと思われる。

【調査に使用した資料】

- ・大谷晃一『織田作之助…生き、愛し、書いた。』(沖積舎 1998)
- ・大井広介『坂口・太宰・織田作』(『バカのつらおぼえ』近代生活社 1957)
- ・七北数人『評伝坂口安吾…魂の事件簿』(集英社 2002)
- ・村上護『安吾風来記…フアルスの求道者』(新書館 1986)
- ・若園清太郎『わが坂口安吾』(昭和出版 1976) ほか

織田作之助関係書簡を読む(一)

中之島図書館 灘井 雅人

中央図書館 小笠原 弘之

苗村 昌世

三島 美幸

八木 美恵

はじめに

中之島図書館所蔵の「織田文庫」は、平成29年に織田作之助の姪で、養女でもある織田禎子さんより寄贈された資料を新たに追加し、織田作之助関連資料の一大資料群となった。これを契機に、今後の展示等に活用することを主な目的として「織田文庫」収蔵資料および今回の追加資料より、関連の書簡等を翻刻する勉強会を職員有志で開始した。また、図書館ではこうした資料に記載の事項や内容に踏み込んだ問い合わせを受けることが多いため、図書館司書としてのレファレンススキルの向上を図ることも目的として、図書館で閲覧できる関連資料やデータベースを調査し、書簡の内容やその背景を読み解くこともあわせて試みた。

今回は、「織田文庫」より編集者・西田義郎差出書簡一通、追加資料より作家・宇野浩二差出の書簡一通を掲載する。

凡例

- ・発信年月日／発信地住所／差出人／宛名人(その他情報)
- ・促音、濁点等が不明確なものは読みやすいように適宜修正した。
- ・吹出し等による挿入は文内の正しい位置に記載し、 で囲んだ。
- ・本人の書き間違い、誤植と思われる表記は、そのまま翻刻し、「ママ」を付した。削除が明らかなものは記載しなかった。

一 西田義郎差出織田作之助宛書簡

昭和二十一年八月二十八日／東京都京橋區京橋一丁目三番地 改造社より／西田義郎／織田作之助宛 侍史の添書あり(封書 改造社便箋 二枚)

前略、お暑いことです。東京は、それでもこの二、三日前から、秋風が申訳文にお訪れてくれますので、朝夕は、余程楽になりました。柴野さん^{註1}が一週間程前から、東京へ来られておりまして、毎日御奮斗です。貴方のお噂も、柴野さんから承り、御健在をおよるこび申上ます。過日、坂口安吾^{註2}君の自宅へ、遊びに参りまして、種に貴方のお噂を申上りましたところ、是非この秋、多分十月中旬頃 京都へお邪魔させて頂き、貴方様とお逢ひいたしたいと申してゐました。彼も、この秋 中公から短篇集が出ますので、十月には京都にて、よく遊びよく飲みたいと、意気込んでゐます。私も坂口君の相伴をして、参る心算でゐます。その節は、お元気なお顔を拝見いたしたく存じます。またこの前(大阪)京都へ参りました節、お話しありました「文楽」に関するもの^{註3}、この秋には御期待申上てゐます。出来るならば、小説でなく、「改造」の中欄をお賑し下されば、幸甚です。尚、柴野さんか^{註4}らのお話では、私のお礼状が、(柴野さん、清水さん^{註4}のと一緒に)出しました^{註5}貴方さまの手もとへ、参らなかつたとか。全く驚き入りました。重ねて、在京中の御厚情に対し、厚くお礼申上ます。悪らず御諒承下さいませ。

京都の皆さまによろしく。

昭和二十一年八月二十八日

西田義郎

織田作之助様

侍史

編集後記

大阪府立図書館紀要第46号をお届けします。

この紀要は、大阪府立図書館の職員が業務上の関連で研究・調査した事柄、所蔵資料の研究や紹介、図書館学全般について自己研鑽と資質向上を目的として公表するものと位置付けております。

IT技術の進歩は目覚ましいものがあり、人々が情報や知識を得るための環境も日々変化しています。図書館が提供する情報や知識、人と資料を結びつける方法や仕組みもその変化に対応すべく工夫を重ねています。利用者の方々と向き合う日々の中で、研究・調査のヒント、図書館や他の職員にとっても検討に値する事柄を拾うことは多いのですが、まとめるまでに至らずにいるように思います。次号ではより多く調査・研究を紹介することができればと思います。

今後とも府立図書館の充実、及び職員の資質向上のため、日々研鑽に励んでまいりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当紀要に掲載された著作物に係る著作権は執筆者に属し、その著作の使用に関しては、大阪府立図書館は著作権者の了解を得ています。

編集委員（◎は編集長）

中之島図書館 ◎美濃部尚之 宇円田陽子 北川敬子 西原次郎
中央図書館 仙田ひろ子 山岡直子 南谷 均

大阪府立図書館紀要 第46号

2018年3月31日

編集・発行

大阪府立中之島図書館

〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10

大阪府立中央図書館

〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1

<http://www.library.pref.osaka.jp/> <無断転載を禁ずる>